

郡上市森林整備計画

計画期間

自 令和 3年 4月 1日
至 令和13年 3月31日

令和3年3月31日樹立
郡上市告示第16号

岐阜県郡上市

はじめに

郡上市では平成 22 年に 100 年先の「郡上市の森林・林業」と「山と市民との関り」をどのような姿に導いていくかを描いた「郡上山づくり構想」を策定しました。

この「郡上山づくり構想」においては適正な森林管理により市民及び流域住民の安全・安心な暮らしを守ることは水源地であり最上流部にある郡上市の重要な責務であり、森林の持つ多面的機能の維持向上、また豊富な森林資源を活かした地域の活性化を目指し、長期的な視点で計画的に山づくりを進める必要があることから、市民協働による持続可能な新しい山づくりを進め、この豊富な森林資源を郡上の誇りとして次世代へ守り伝えることとしています。

「郡上山づくり構想」策定から 10 年が経ちましたが、その間に大型製材工場が稼働し、それに伴い木材生産量も順調に増加してきました。

郡上市では、「皆伐施業ガイドライン」の策定や「森林の将来目標区分」の設定を行い、災害リスクを回避しながら木材生産を進めるよう、伐採や作業道開設に対し指導をしているところです。

なお、平成 30 年には「郡上林業の歴史と技術を伝承する資料・展示と社叢林」が日本林業遺産に指定されました。この星宮神社の社叢林は 200 年近くになるスギの造林地で、今後もそのまま維持され高齢級林分の見本となることでしょう。

さて、森林には、水源涵養、土砂災害防止、地球温暖化防止、生物多様性保全、保健・文化、木材生産など様々な機能があります。これら森林の持つ多面的機能の維持向上、豊富な森林資源を活かした持続可能な林業経営が可能なこれからの山づくりを考えてみましょう。

水源涵養、土砂災害防止については、近年、全国各地で今まで経験したことがないような豪雨による災害が多発しており、郡上市内でも連続雨量が 1000 ミリを超えるような雨が降り災害を引き起こしています。人命に関わる被害に至っていないことは、森林がそれを抑止していると考えられますが、暴風による倒木で民家等に被害が発生していることもあり、全ての森林が健全な状態ではないといえるのではないのでしょうか。

こうした豪雨や暴風、あるいは豪雪に耐え、水を蓄え土砂の流出を抑える強い森林をつくり、豊かで清らかな水を守ることで、市民や流域住民の安全で安心した暮らしを支えることができることでしょう。

地球温暖化防止については、森林は多くの二酸化炭素を吸収し炭素として樹木の中に蓄積することはよく知られたことです。森林は伐採されることによりその機能は一時的に低下しますが、植林や天然更新により再び森林として成立することにより回復します。

また、伐採された樹木も木材として利用されることによって、炭素を閉じ込めたままとなり地球温暖化防止に貢献することとなります。

地球温暖化防止機能を低下させないためには、樹木が成長する量より少ない伐採量に抑え、伐採した樹木は積極的に木材として利用することが重要です。

多様な森林の環境をつくることは、生物多様性に大きく貢献します。皆伐後一時的に草地化し

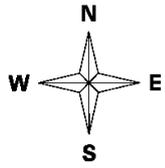
た場所は草地性の生物の生息場所となり、また、猛禽類の餌場となったりもします。

近年、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルが農地へ大きな被害を及ぼし、ツキノワグマが人家付近に出没することも多くなっています。

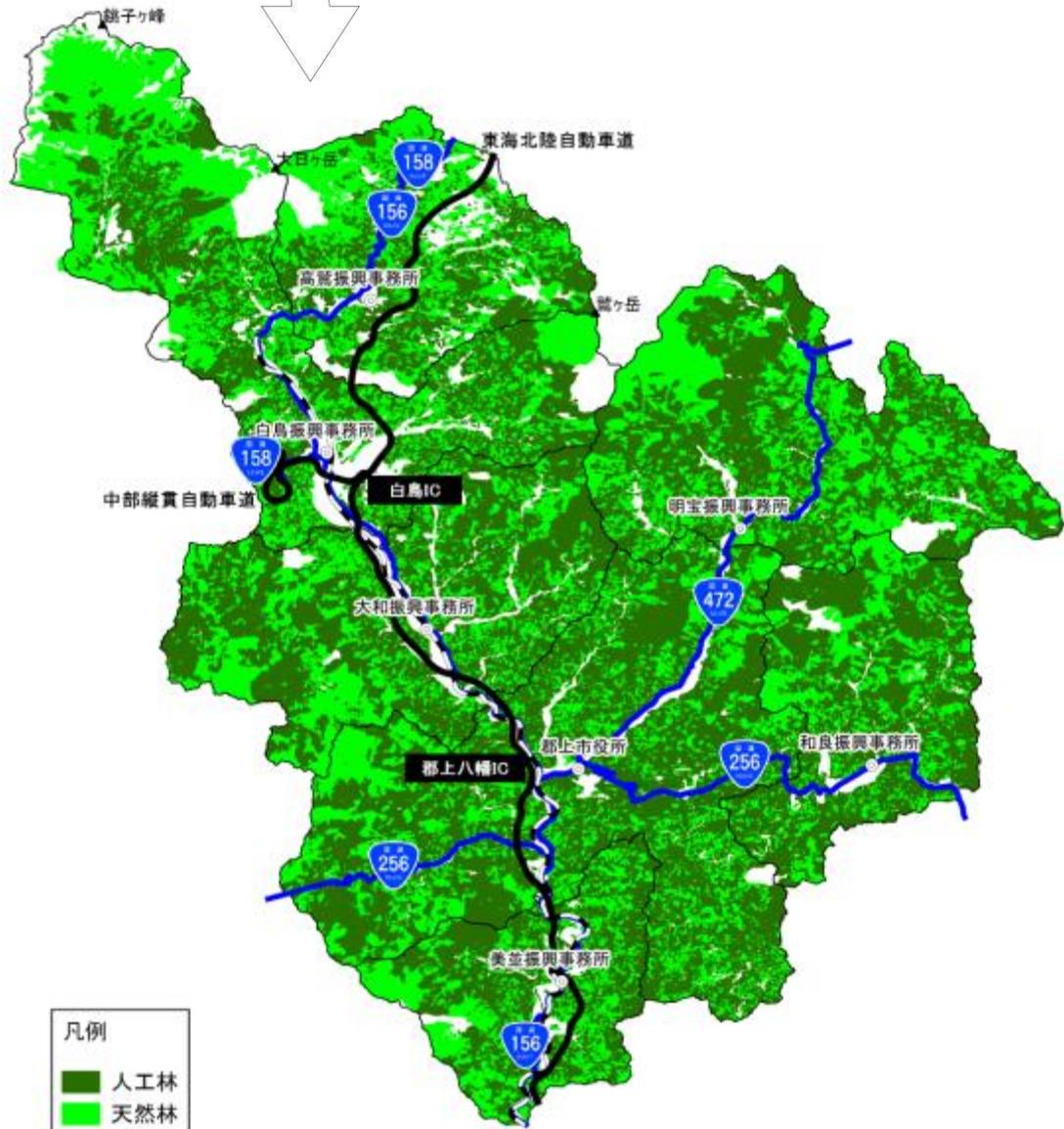
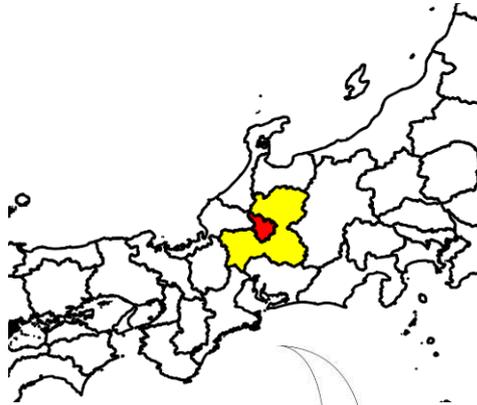
これら野生動物との共生、棲み分けのため、大型哺乳類が生息できる森林環境をつくることと、里山には常日頃から人が山に入り活動する環境を整えることも必要になると考えます。

このように森林には多くの期待される機能があり、その多面的機能を発揮できるよう災害リスクを考慮し、伐採量は成長量を超えない範囲で計画的に行い、多様な森林環境を形成することで持続可能な森林経営が成り立っていくのではないのでしょうか。

郡上市では平成 31 年 4 月から運用が始まった森林経営管理制度もうまく活用し、郡上の山づくりにおける役割を果たしていきたいと考えています。市民のみなさんも郡上山づくり構想の理念に基づき、「国土保全と林業の両立」、「市民生活にとって快適な山の環境」など郡上の「山づくり」を考えていただきたいと思います。



郡上市位置図



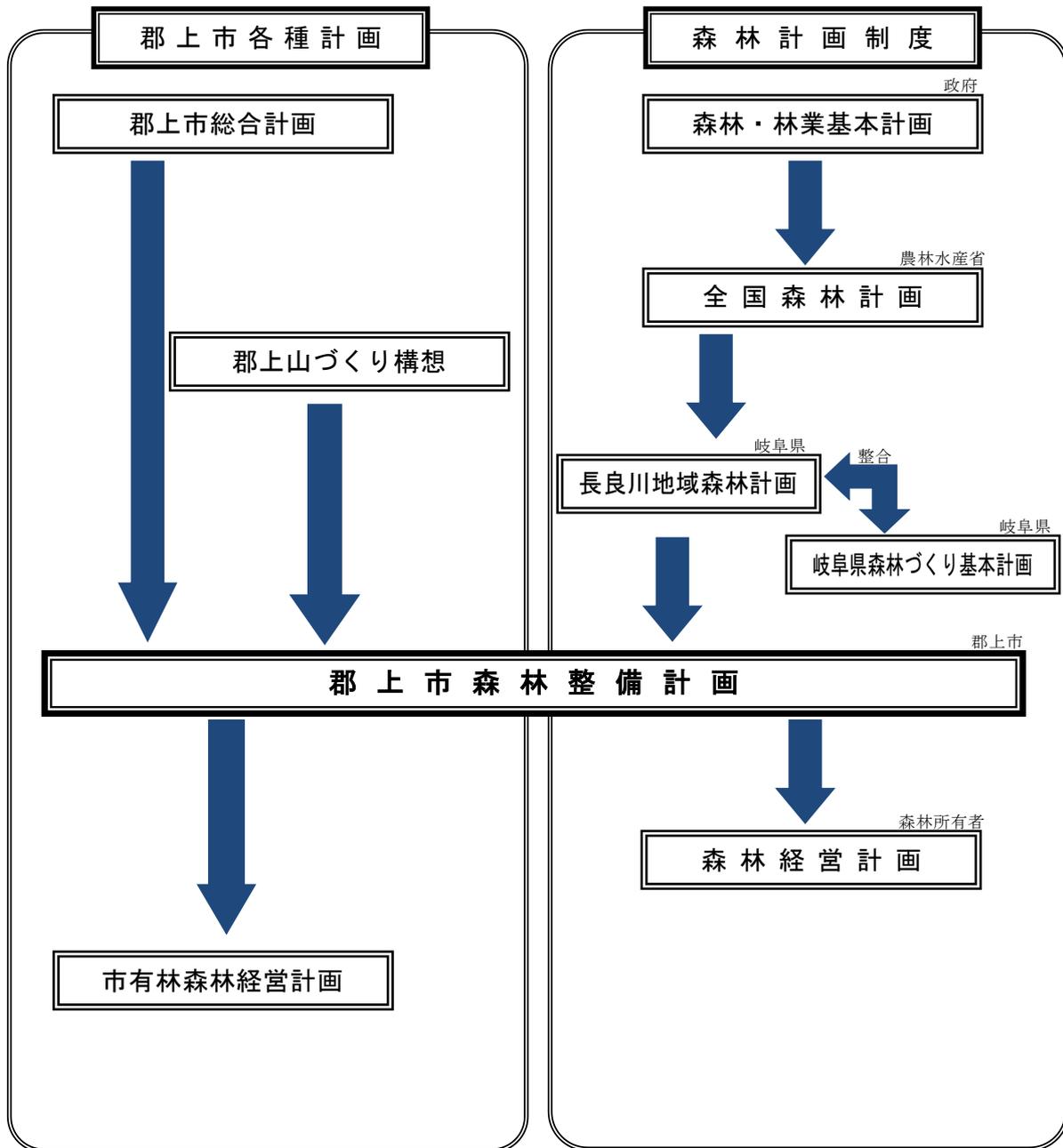
目次

計画の位置づけ	1
I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	2
1 森林整備の現状と課題	2
2 森林整備の基本方針	3
3 森林施業の合理化に関する基本方針	5
II 森林の整備に関する事項	6
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	6
1 樹種別の立木の標準伐期齢	6
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	6
3 その他必要な事項	8
第2 造林に関する事項	9
1 人工造林に関する事項	9
2 天然更新に関する事項	10
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	13
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	13
5 その他必要な事項	14
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	15
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	15
2 保育の種類別の標準的な方法	16
3 その他必要な事項	17
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	18
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	18
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	20
3 その他必要な事項	20
第5 森林配置計画の将来目標区分に関する事項	21
1 基本的な考え方	21
2 将来目標区分の設定に関する基準	21
3 将来目標区分の設定	23
第6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	24
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	24
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	24
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	24
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	24
第7 森林施業の共同化の促進に関する事項	25
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	25
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	25
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	25
4 その他必要な事項	25
第8 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	26
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	26
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	27
3 作業路網の整備に関する事項	27

4	その他必要な事項	30
	第9 その他必要な事項	32
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	32
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	32
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	33
III	森林の保護に関する事項	35
	第1 鳥獣害の防止に関する事項	35
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	35
2	その他必要な事項	35
	第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	35
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	35
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	36
3	林野火災の予防の方法	36
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	36
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	37
V	その他森林の整備のために必要な事項	38
1	森林経営計画の作成に関する事項	38
2	森林整備を通じた地域振興に関する事項	39
3	森林の総合利用の推進に関する事項	39
4	小規模森林所有者等自伐林家に関する事項	40
5	住民参加による森林の整備に関する事項	40
6	その他必要な事項	40
VI	付属資料	42
1	参考資料	42
2	別表	48
3	施業方法別の施業体系図等の具体的例	52
4	森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域図	56
5	鳥獣害防止森林区域図	57
6	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域	58

計画の位置づけ

森林整備計画は、地域にもっとも密着した行政主体である市が、地域の実情に応じて地域住民等の理解と協力を得つつ、県や林業関係者と一体となって関連施策を講じることにより、適切な森林整備を推進することを目的とするもので、下図のとおり、各種計画との整合を図ります。



I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

郡上市は、岐阜県のほぼ中央に位置し、白山山系の銚子ヶ峰、大日ヶ岳、鷲ヶ岳等の山々が連なる中山間地域で長良川の源流部にあたります。一部は、白山国立公園、奥長良県立自然公園に指定されており、緑豊かな優れた自然景観を有しています。市総面積は103,075haで、岐阜県面積の約1割を占めます。

水系は、市の中心部を北から南へ流れる長良川、東部を馬瀬川へ流れる和良川、西部を福井県へ流れる石徹白川をはじめとする一級河川が24本あり重要な水源地となっています。道路網は、主要幹線道路である国道156号線が市の中心部を南北に貫通し、それに平行して東海北陸自動車道が通っています。また、北部には長野県から福井県を結ぶ高規格幹線道路である中部縦貫自動車道が整備されています。気候は、内陸型山地気候で寒暖の差が大きく山間部では冬期の積雪が多くなっています。

森林面積は、市の総土地面積103,075haの約9割を占める92,591haとなっています。

民有林面積は90,123haで、うち人工林が49,773haを占め、人工林率は55%となっています。民有林の樹種は、南部ではヒノキ、北部ではスギの占める割合が高いです。

市内において、平成27年9月に、A材を利用する「大型製材工場」が本格稼働し、県内において稼働している、B材を利用する「森の合板工場」とC・D材を利用する「木質バイオマス発電プラント」と併せ、新たな木材需要が生まれました。

この需要に応えられるよう、路網整備、高性能林業機械の導入、森林技術者の確保・育成、獣害対策や伐採後の確実な更新など、木材生産体制の整備をすすめることが課題となっています。

また、地域の森林資源を地域内で活用する取組を一層促進するため、公共施設などにおける木質バイオマスエネルギーの利用や、市産材を活用した住宅等の建設などの取り組みをすすめることが課題となっています。

併せて、高齢化や人口減少が進み、地球温暖化に伴う気候変動により災害リスクが高まっている中で、将来に向かってどのような森林を維持整備していくかを考えながら、多面的機能の維持・発揮と効率的かつ安定的な森林経営の基盤づくりを行うことが課題となっています。

<郡上市の森林面積と森林資源内容>

区 分	面 積	備 考
総土地面積	103,075ha	
森林面積	92,591ha	森林比率：90%
国有林面積	2,468ha	
民有林面積	90,123ha	
対象内民有林	90,044ha	
うち人工林面積	49,773ha	民有林の人工林率：55%
天然林面積	37,213ha	
その他面積	3,059ha	
対象外民有林	78ha	

(VI付属資料1 参考資料 (2) 土地利用・(4) 森林資源の現況等①保有者形態別森林面積より)

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

地域の目指すべき森林資源の姿は、長良川地域森林計画においては、これまで森林の有する多面的機能に応じて区分別に定められています。

一方、岐阜県森林づくり基本条例に基づき県が策定する「第3期岐阜県森林づくり基本計画」では、望ましい森林の姿への誘導と人工林の齢級構成の平準化を図るため、100年先に向けて望ましい森林の姿へ森林配置を見直す『森林配置計画』を策定することとされました。

森林配置計画では、森林の現状、気候や地形といった自然条件や法規制等の諸条件を踏まえた上で、経営、環境、観光、生活といった人の活動に寄り添う視点により、木材生産を目的とした「木材生産林」、公益的機能を重視した「環境保全林」、景観を重視した「観光景観林」、身近な生活環境の保全を目的とした「生活保全林」の4つの森林区分（以下、「将来目標区分」という）に今後区分していくこととされています。

本計画では、長良川地域森林計画に則して、大まかなエリアの森林づくりの目標である「将来目標区分」と個別の森林において重視すべき機能である「森林機能区分」について、区分間の調整を図りつつそれぞれ設定します。また、森林の機能区分に応じた対象とすべき森林と望ましい姿は、表I-1-2-1のとおりです。

表 I-1-2-1 各機能に応じた対象とすべき森林と望ましい姿

機能	対象とすべき森林	望ましい姿
水源涵養機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林であり、水源涵養機能の発揮を重視すべき森林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林、土砂の流出、土砂の崩壊の防備、その他災害の防備のための森林で土地に関する災害防止機能及び土壌保全機能の維持増進を図るべき森林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林、森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高く快適環境形成機能の維持増進を図るべき森林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、市民の保健・教育的利用等に適した森林で、保健・レクリエーション機能の維持増進を図るべき森林	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これら史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林であって、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から文化機能の維持増進を図るべき森林	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系や貴重な生物種が生育・生息する森林など、地域の生態系や生物多様性の保全に不可欠な森林であって、生物多様性保全機能の維持増進を図るべき森林	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息している溪畔林

木材等生産機能	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林であって、木材等生産機能の維持増進を図るべき森林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林
---------	-----------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------

※森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

※生物多様性保全機能については、一定の面的広がりにおいて様々な生育段階や構成樹種の森林が相互に関係しながら発揮される機能であり、原始的な森林生態系や貴重な野生生物が生育・生息している森林など、地域の生態系や生物多様性の保全に不可欠な森林を除き、属地性がないことに留意する必要がある。

※これら機能以外の森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の吸収や炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備に当たっては「将来目標区分」に基づく森林配置への誘導を図りつつ、「森林機能区分」に基づく個別の森林において重視する機能を持続的に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図るとともに、適正な森林施業を適宜に実施し、健全な森林資源の維持造成を図るものとします。

はじめに、森林機能区分ごとの森林整備及び保全の基本方針について、表 I-1-2-2 に示します。

表 I-1-2-2 各機能に応じた森林整備及び保全の基本方針

機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については縮小並びに分散を図る。 また、立地条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。 ダム等の利水施設上流部において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施業を推進する。 また、立地条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進する。
快適環境形成機能	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風等に重要な役割を果たしている森林等の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能	市民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
文化機能	美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。 また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
生物多様性保全機能	生態系の多様性等を保全する観点から、森林構成を維持することを基本とした保全を図る。 また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。
木材等生産機能	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育および間伐等を推進する。 また、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

※森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

※生物多様性保全機能については、一定の面的広がりにおいて様々な生育段階や構成樹種の森林が相互に関係しな

がら発揮される機能であり、原生的な森林生態系や貴重な野生生物が生育・生息している森林など、地域の生態系や生物多様性の保全に不可欠な森林を除き、属地性がないことに留意する必要がある。
 ※これら機能以外の森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の吸収や炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

次に、将来目標区分ごとの森林整備方針について表 I-1-2-3 に示します。

表 I-1-2-3 将来目標区分ごとの整備方針

区分	森林整備方針	
木材生産林	民家や公共施設等の保全対象を考慮したうえで、森林境界の明確化、路網整備などの基盤整備を実施し、低コストの木材生産と更新により、生産性の高い持続可能な林業経営を継続する。	
	人工林	木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるため造林および間伐等の森林整備を実施する。 成長量以下の伐採を守りながら、需要に見合う伐採により木材生産を進める。皆伐は災害リスクに配慮するとともに、公益的機能を低下させないことを考慮し5ha以下に抑え、持続可能な林業経営を図るため確実な再造林を進める。
	天然林 天然性林	収益の見込める森林については、災害リスクを配慮しながら5ha以下の皆伐も可とする。更新は天然更新を基本とするが、天然更新が見込めない場合は早期の更新完了を促すため植栽を行う。
環境保全林	人工林 (針葉樹)	針広混交林化を図るため、必要に応じて間伐・択伐を実施する。積極的に樹種転換を図る場合には、災害に配慮したうえで、モザイク状に1ha未満の皆伐も可とする。搬出の条件が整っている場合には、伐採木を搬出し有効利用する。また、天然更新による広葉樹導入を図り、必要に応じて更新補助作業を行う。
	植栽木の 優占度が 低い場合	植栽木の優占度が低い不成績造林地の場合は、基本的に手を加えないこととする。もしくは必要に応じて広葉樹の育成に支障となる針葉樹を伐採し、針葉樹の人工林から広葉樹への樹種転換を図る。
	天然林 天然性林 人工林 (広葉樹)	基本的には手を加えず、自然の力にまかせて現状を維持する。
観光景観林	・地域の特色に合わせて好ましい森林景観の目標を設定し、必要な整備を行う。	
生活保全林	・電線や民家に掛かるおそれのある危険木の除去や、野生動物の被害を軽減するための緩衝帯整備など住民の生活環境保全を目的とした整備を行う。	

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林施業の合理化については、地域単位で、森林・林業・木材産業関係者や地域住民、市、森林管理署、県が連携し、地域の合意形成を図りながら、「岐阜県森林づくり基本計画」を参考として、計画的かつ総合的に推進します。

また、市内の森林経営計画作成に携わる森林施業プランナー等、地域の森林を熟知した人材を活かしながら、ゾーニングの検討を行い、ゾーニングの考え方の統一を図ることで、多面的機能の維持・発揮と効率的かつ安定的な森林経営の基盤づくりを行います。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

伐採の対象とする立木については、表Ⅱ-1-1-1の標準伐期齢以上を目安として選定することとしています。

また、長伐期施業を実施する場合の平均的伐採林齢は、表Ⅱ-1-1-2のとおりです。

立木の標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものです。具体的には、郡上市の区域に生育する主要樹種ごとに、下表に示す林齢を基礎として、郡上市の区域内の標準的な立地条件にある森林の平均成長量が最大となる年齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を考慮して定めるものとします。

表Ⅱ-1-1-1 標準伐期齢

単位（伐期齢：年）

地区	樹種					
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	その他 広葉樹
郡上市	40	50	40	35	60	25

※標準伐期齢は、指標として定められるものであるが、その林齢に達した時点での森林の伐採を義務づけるものではない。

表Ⅱ-1-1-2 長伐期施業を実施する場合の平均的伐採林齢

長伐期施業を実施する場合の平均的伐採林齢	(標準伐期齢×2) 以上
----------------------	--------------

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

(1) 伐採方法

立木竹の伐採のうち主伐は、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとします。

皆伐と択伐の定義については、表Ⅱ-1-2-1に示すとおりです。

表Ⅱ-1-2-1 皆伐と択伐の定義

皆伐	主伐のうち択伐以外のもの。
択伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木、帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては、40%以下）の伐採。

(2) 施業方法別の指針

施業区分別の伐採の指針は、表Ⅱ-1-2-2を基準とします。

表Ⅱ-1-2-2 伐採に係る施業基準

区分	施業基準
共通事項	<p>① 共通事項 主伐にあっては、次のとおりとする。</p> <p>a 県土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林についてはその目的に応じて適切な施業を行うものとする。</p> <p>b 主伐の時期は、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との</p>

調和に配慮し、木材等資源の安定的かつ効率的な循環・利用を考慮して、多様化及び長期化を図るものとする。岐阜県水源地域保全条例に基づき指定された水源地域（以下「水源林」という。）においては標準伐期齢に10年を加えた林齢以上での実施に努めるものとする。

c 「郡上市皆伐施業ガイドライン（Ⅵ付属資料 1 参考資料（11）」に沿った適正な施業及び管理を行うものとする。

d 大面積（概ね5ha超）の伐採を行う場合は、伐採区域や伐採時期を分散させるとともに、保護樹帯を設け防災面に十分配慮した施業を行うものとする。

e 造林の限界である標高1,400m以上又は積雪深2.5m以上の山地は更新が難しく、更新が完了するまで長期間を要することから大面積の伐採は行わないものとする。

f 急傾斜地（概ね45度以上の傾斜）や岩石地等の森林では、災害の危険性があるため、皆伐を控えるものとする。

g 尾根筋や谷筋等の環境又は防災上保全が必要な森林や、人家や道路沿いの急傾斜（概ね30度超の傾斜）で、土壌の流出や落石を防止するために必要な森林では、皆伐を控えるものとする。

h 水源林等の重要水源、溪流沿い、環境保全や観光資源として景観を保つための重要な森林では、極力皆伐は行わないものとする。

i ササ等が地面を覆ってしまう場所や、土壌が極めて悪い場所は、更新が難しいため、択伐等により裸地化の防止を図るものとする。

j シカ等による被害を受けることが想定される地域では、大面積の皆伐は極力行わないものとする。

k 天然林の主伐は、若齢林においてはぼう芽更新によるものとするが、老齢林等ぼう芽更新が見込まれない場合には、天然更新しやすいように一定期間「母樹」を残すものとする。水源林においては、必要に応じて更新補助作業を行うものとする

育成単層林

① 対象とする森林
人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林。

② 施業基準

(7) 人工林を皆伐する場合
人工林を皆伐する場合は、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、原則、小面積かつ分散的な皆伐とし、できる限り保残木施業（1haを超える皆伐は、保残木として平均径以上の立木を50～100本/ha程度を残す。）を行い、適確な更新を図るものとする。
保残木は、風・雪・乾燥など気象条件を十分に勘案し、急傾斜地、岩石地等では、ある程度集团的に配置する。

(イ) 保護樹帯の設置

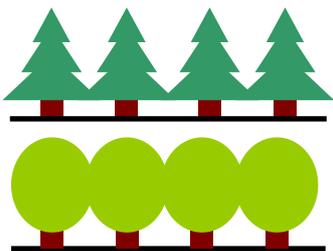
a 保護樹帯の必要な場所
下記の場所で、林地の保全、雪崩、落石の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持及び生物多様性の保全のために必要がある場合には、裸地化を避け、列状又は塊状の保護樹帯を残置する。
尾根、谷筋、人家・道路沿いの急傾斜地、地形・地質条件が悪く崩壊の危険の高い場所、下降斜面の変曲点、作業道の下方 等
特に、尾根部では稜線から両側に樹高相当以上の幅、および常水のある谷では洪水時の水際から樹高相当以上の幅の保護樹帯を残し、皆伐は行わないこととする。

b 1haを超える人工林の伐採
1haを超える人工林の伐採にあたっては、保護樹帯として2～3列（20～30m）程度の幅で残す。

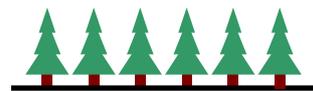
c 人家、道路沿いの伐採
人家、道路沿いについては、樹高（10～15m）程度控えたところに保護樹帯を設ける。

d 保護樹帯の管理
残地した保護樹帯は、適正な森林管理を行うものとする。

(ウ) 1haを超える人工林の伐採
1haを超える人工林の伐採にあたっては、ササ等が繁茂したり、土壌が極めて悪いなど、森林の更新が困難な場所では、裸地化を避けるものとする。



植栽



保育・間伐



植栽、ぼう芽



保育・間伐

育成複層林 ① 対象とする森林
人為と天然力の適切な組み合わせにより、複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林。

② 施業基準

(7) 育成複層林における伐採

複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して伐採する。

(イ) 択伐の場合

択伐の場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率及び繰り返し期間によるものとする。

(ウ) 皆伐の場合

皆伐にあたっては、「育成単層林」に準ずるほか、適正な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮するものとする。

(エ) 天然更新を前提とする場合

天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮するものとする。

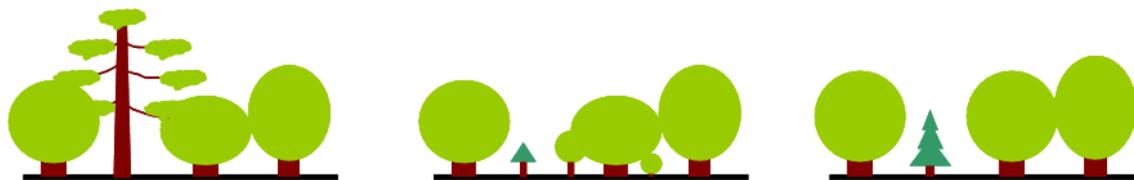


天然生林 ① 対象とする森林
主として天然力を活用することにより、適確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林。

② 施業基準

(7) 天然生林における主伐

主伐にあたっては、「育成単層林」及び「育成複層林」に準ずる。



3 その他必要な事項

(1) 伐採旗の設置

森林法第10条の8第1項及び第15条の届出に係る伐採のうち、1ha以上の皆伐を実施する箇所に伐採届出旗を設置することとします。また、保安林の場合は伐採許可旗を設置することとします。

伐採旗の詳細についてはVI付属資料 1参考資料 (12)伐採旗に示します。

(2) その他伐採について必要な事項

伐採時には、かかり木にならないように安全な伐倒を最優先とし、伐採木を林地に残置する場合には、できる限り片側の枝条を払い、接地させる部分を長くし、土砂止めとして利用できるようにする必要があります。

第2 造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新すべき期間内に造林を行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然的条件に応じて、人工造林又は天然更新によるものとし、

郡上市がこれまで行ってきた調査により天然更新が十分に進まない林地が見受けられます（皆伐跡地調査：市林務課）。伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとします。

ただし、生活保全林内において生活環境保全のために伐採した箇所はこの対象から除外するものとし、

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における造林の方法は、人工植栽によることとします。

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

なお、1haをこえる人工林の伐採跡地については、原則、人工造林を行うこととします。

(3) 人工造林の対象樹種

人工造林に係る樹種については、表Ⅱ-2-1-1のとおりとします。

表Ⅱ-2-1-1 人工造林に係る樹種

<p>一般的事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 造林樹種(人工造林をすべき樹種)の選定に当たっては、適地適木を基本として、地域の自然・立地条件、それぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるものとする。また、将来の森林の利用目的を定め、目的に応じた樹種、植栽本数を選択すること。 健全で多様な森林づくりを図る観点から、できる範囲内で広葉樹や郷土樹種を含め幅広い樹種の選定について考慮するものとする。 特に伐採後に適確な更新が行われていない伐採跡地については、その早急な更新を図ることとする。 土砂災害等の危険がある場合は、森林所有者等は現地発生材を使用した柵工など構造物設置の措置をとること。 郡上市森林整備計画で定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県林業普及指導員又は郡上市の林務担当とも相談の上、適切な樹種を選択することとし、あらかじめそのような樹種を植栽すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って摘要すべき旨を明らかにした上で樹種を定めるものとする。 造林用苗木は品種系統の明確な優良苗木を用いること。 苗木の選定については、少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の増加に努めることとする。 											
<p>人工造林の対象樹種</p>	<p>・主な人工造林の対象樹種を以下に示す。</p> <table border="1" data-bbox="351 1624 1340 1848"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>針葉樹</th> <th>広葉樹</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人工造林の対象樹種</td> <td>スギ・ヒノキ、カラマツ、イチイ、マツ類</td> <td>カエデ・ケヤキ・ホオノキ・コナラ・ミズナラ</td> <td>左記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても各々の地域における在来の高木性の樹種であれば対象とする。</td> </tr> </tbody> </table>				区分	針葉樹	広葉樹	備考	人工造林の対象樹種	スギ・ヒノキ、カラマツ、イチイ、マツ類	カエデ・ケヤキ・ホオノキ・コナラ・ミズナラ	左記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても各々の地域における在来の高木性の樹種であれば対象とする。
区分	針葉樹	広葉樹	備考									
人工造林の対象樹種	スギ・ヒノキ、カラマツ、イチイ、マツ類	カエデ・ケヤキ・ホオノキ・コナラ・ミズナラ	左記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても各々の地域における在来の高木性の樹種であれば対象とする。									
<p>最深積雪深による造林樹種の区分</p>	<p>・積雪深による造林樹種区分は次のとおりとする。 (長良川地域森林計画 資料編第2章1 最深積雪深図 参照)</p> <table border="1" data-bbox="351 1982 1428 2027"> <thead> <tr> <th>最深積雪深</th> <th>樹種及び留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				最深積雪深	樹種及び留意事項						
最深積雪深	樹種及び留意事項											

	1. 0m未満の地域	・それぞれの立地条件に応じた樹種を選定して植栽
	1. 0m以上の地域	・耐寒、耐雪性の強いスギを植栽、立地条件によってはケヤキ等の広葉樹を植栽
	1. 5mを超える地域	・ヒノキの人工造林を避ける
	2. 5mを超える地域	・人工造林を避け、広葉樹を中心とする育成複層林（天然林型）及び天然生林施業によって森林整備を図る (関連参考：長良川地域森林計画 資料編第2章3 冠雪害危険度マップ)
カシナガ等被害跡地の造林樹種	・枯損後に侵入した天然広葉樹の保存育成を基本とし、被害跡地が無被植である場合など森林機能を早急に回復させる必要がある場合には、現地産種の人工造林による更新を図るものとする。	

(4) 人工造林の標準的な方法

人工造林に係る施業方法については、表Ⅱ-2-1-2のとおりとします。

表Ⅱ-2-1-2 人工造林に係る施業方法

人工造林における植栽本数	<ul style="list-style-type: none"> ・主要樹種における植栽本数は1,000～5,000本/haを基礎として、その地域における自然条件や既往の植栽本数を勘案して定めるものとする。 ・植栽本数の決定に当たり、ここで示す本数から大幅に異なる場合は、林業普及指導員等と相談の上、目的に応じた適切な本数とする。
人工造林の標準的な方法の指針	<p>①地拵えの方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理するとともに、林地の保全に配慮する。 <p>②植栽方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候その他の立地条件及び既往の植え付け方法から植え付け方法を定めるとともに、適期に植え付ける。また、コンテナ苗や伐採と造林の一貫作業システムについては、植栽時期や地域条件を考慮し、導入可能な場合は利活用を進めるものとする。

(5) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成とともに、林地の荒廃を防止するため、人工造林を伴うものにあつては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新するものとし、ます。

ただし、択伐による伐採にかかるもので、林冠の再開鎖を見込むことができないものについては、伐採による公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年を超えない期間に更新を図るものとし、ます。

2 天然更新に関する事項

天然更新（天然下種更新、ぼう芽更新）は、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等から見て、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うものとし、ます。

(1) 更新樹種

更新樹種は、高木性種とします。そのうち主な樹種は表Ⅱ-2-2-1のとおりとします。

表Ⅱ-2-2-1 主な更新樹種

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ類、マツ類、モミ類、ツガ類、シイ類、カシ類、ブナ類、ナラ類、クリ、サクラ類、カンバ類、シデ類、ハンノキ類、クルミ類、カエデ類、ケヤキ、トチノキ、カツラ、ホオノキ、ミズキ、ハリギリ、アカメガシワ、カラスザンショウ等の将来その林分において高木になりうる樹種（以下「高木性樹種」という）
ぼう芽による更新が可能	シイ類、カシ類、ブナ類、ナラ類、クリ、サクラ類、シデ類、カエデ類、ケヤキ、

な樹種	ホオノキ等
-----	-------

※「ぼう芽による更新が可能な樹種」欄にあるものであっても、更新が完了していない若齢な広葉樹林や大径化した広葉樹二次林(根本直径40cm以上、おおむね80年生以上)は、ぼう芽による更新が困難な樹種として取り扱い、更新樹種には含めないものとする。

※更新樹種のうち、〇〇類と表示しているものの詳細は、VI付属資料2別表5を参照。

(2) 施業

ア 天然更新すべき期間

天然更新をすべき期間は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までとします。

天然更新の完了確認は、当該天然更新をすべき期間内に、原則として、後述する更新調査により行うものとします。

イ 天然更新及び天然更新補助作業

天然更新及び天然更新補助作業の標準的な方法は表Ⅱ-2-2-2のとおりとします。

表Ⅱ-2-2-2 天然更新及び天然更新補助作業

天然更新の標準的な方法	<p>①天然下種更新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天然力により種子を散布し、その発芽、成長を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。 <p>②ぼう芽更新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・樹木を伐採し、その根株からのぼう芽を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。
天然更新補助作業の標準的な方法	<p>①地表処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、種子の確実な定着と発芽を促し、稚樹が良好に生育できる環境を整備するために行うものとし、種子の飛散特性、A0層の堆積状況、気象地形条件に応じ、A層を表面に露出させるため林床植物の除去、枝条整理、地表かきおこし等を行うものとする。 <p>②刈出し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物（以下「競合植物」という。）の被圧により、更新樹種の生存、生育が阻害されている箇所について行うものとし、稚樹の更新状況、競合植物の種類、状態及び密度、地形、気象等の立地条件に応じ、全刈り、筋刈り、坪刈り等最適なものを選定する。また、更新の完了に至るまで必要に応じて実施する。 <p>③植込み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更新樹種の育成状況等を勘察し、天然更新の不十分な箇所に植栽をする。実施にあたっては、植栽に支障となる枝条や競合植物等を整理するとともに、適期に更新樹種を必要本数分、植栽する。また、植込みを行う更新樹種については、適地適木に配慮し、遺伝子攪乱とならないものを選定すること。 <p>④芽かき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ぼう芽更新による場合に、耐陰性の強い更新樹種では余分な芽をつみ取る芽かきを適宜実施する。

ウ 更新の判定基準

表Ⅱ-2-2-3に示す稚樹高以上の更新樹種が、表Ⅱ-2-2-4に示す期待成立本数に対して、10分の3を乗じた本数以上が成立している状態（「立木度」が3以上の状態）をもって、更新の完了とします。

表Ⅱ-2-2-3 天然更新に係る更新樹種の稚樹高

稚樹高	更新樹種の成立本数として算入する稚樹の高さについては、概ね以下のとおり。 <u>50cm以上かつ競合植物の高さ以上</u>
-----	------------------------------------------------------------------

表Ⅱ-2-2-4 天然更新に係る更新樹種の期待成立本数

期待成立本数	<p>①残存木が無い場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天然更新をすべき期間（伐採を終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日まで）が満了した日までにおける更新樹種の期待成立本数は、概ね以下のとおりと
--------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>する。</p> <p>10,000本/ha</p> <p>②残存木がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林相ごとに、収穫予想表・林分密度管理図等、あるいは周辺の類似する林分等を参考として導かれる成立本数をもって、該当林相の期待成立本数とする。なお、この場合において更新樹種に係る期待成立本数は上記①のとおり(概ね10,000本/ha)とする。
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

エ 更新調査

表Ⅱ-2-2-5により更新調査を行うこととします。

表Ⅱ-2-2-5 更新調査方法

更新調査の実施主体	更新調査は市が実施することを基本とするが、必要に応じて林業普及指導員等の助言や協力を得て実施するものとする。
更新調査対象地	更新調査対象地は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・「伐採及び伐採後の造林の届出書」において、「伐採後の造林の計画」が「天然更新」とされている箇所 ・「森林経営計画に係る伐採等の届出書」において、「造林方法」が「天然更新」とされている箇所
標準地の設定	更新調査は、更新調査対象地ごとに、標準地調査により実施するものとし、以下により標準地を設定のうえ調査を行うものとする。 <ol style="list-style-type: none"> ①残存木が無い場合 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区の設定 2m×10mの帯状標準地の中に2m×2mの5プロットを設定 ・標準地の数 更新対象地2ha未満;帯状標準地を4箇所以上、2ha以上4ha未満;帯状標準地を6箇所以上、4ha以上;帯状標準地を8箇所以上設定。 ②残存木がある場合 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区の設定 残存木については、20m×20mの標準地を設定。更新稚樹については上記①に準ずる。 ・標準地の数 残存木については、更新調査対象地2ha未満;1箇所、2ha以上4ha未満;2箇所、4ha以上;3箇所以上設定。更新稚樹については上記①に準ずる。 ③群状や点状の伐採の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区の設定 複数の更新調査対象地内に2m×2mのプロットを設定。 ・標準地の数 更新対象地2ha未満;プロット20箇所以上、2ha以上4ha未満;プロット30箇所以上、4ha以上;プロット40箇所以上設定。 ④標準地の選定 <ul style="list-style-type: none"> ・標準地は、更新調査対象地の中で将来の森林の姿に大きな影響を与える箇所や更新樹種が平均的な生育状況を示している箇所に設定する。尾根、中腹、沢など立地条件及び植生その他の自然条件に応じて複数の調査区を設定することが望ましい。
更新調査の内容	更新調査にあたっては以下の内容について調査する。 <ul style="list-style-type: none"> ・成立本数として算入する更新樹種の樹種・稚樹高・本数 ・成立本数として算入しない更新樹種の樹種・稚樹高・本数 ・残存木の樹種、樹高、成立本数 ・更新調査対象地の面積 ・残存木の占める面積 ・主な競合植物の種類及び生育状況
更新調査の記録	更新調査の結果について、天然更新調査記録簿等により、必要事項を記録のうえ保管する。天然更新調査記録簿等の保管期間は、更新の完了を確認した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までを標準とする。
更新調査を省略することができる場合	以下に示す場合においては、更新調査を省略して更新の完了とすることができるものとする。 <p>なお、更新調査を省略した場合においては、更新調査を省略した理由を天然更新調査記録簿等に記録する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更新調査対象地の面積が1ha以下の場合(但し、他の連続する未更新の更新対象地との合計面

	積が1haを超える場合はこの限りでない) ・電気事業者による線下伐採など、実態として明らかに支障木除去を目的とする伐採であると判断できる場合
--	---------------------------------------------------------------------------

オ 天然更新すべき立木の本数に満たない場合の対応

更新調査の結果、更新樹種の成立本数が、天然更新すべき立木の本数に満たない場合、市長は造林者に対して、表Ⅱ-2-2-6により速やかに植栽または天然更新補助作業のいずれかを実施するよう指導するとともに、伐採を終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに、前項に準じて再度の更新調査を行うものとします。

表Ⅱ-2-2-6 天然更新すべき立木の本数に満たない場合の対応

基準の稚樹高未満となる更新稚樹を含めた立木度が3以上の場合	上記工による稚樹高未満の更新稚樹を含めることによって立木度が3以上となる場合には「天然更新補助作業」の実施を指導する。
基準の稚樹高未満となる更新稚樹を含めた立木度が3未満となる場合	上記工による稚樹高未満の更新稚樹を含めた場合であっても立木度が3未満となる場合には「植栽」もしくは「植込み」の実施を指導する。「植栽」による場合については、郡上市森林整備計画における「人工造林に関する事項」に準じて実施するよう指導する。
その他	市長の判断により、必要と認められる場合には、上記によらず適宜必要な更新作業等の実施を指導できるものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

人工林については原則、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定するものとし、その所在をVI付属資料2別表4により定めるものとします。

なお、別表4に掲げた森林であっても、1ha以下の伐採であって以下のいずれかの要件を満たす場合、当該伐採に係る部分については「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」から除外するものとします。

- ・種子を供給する母樹が存在する森林や天然稚樹の生育が期待できる森林等であって、主に天然力による更新が期待される森林
- ・伐採方法が皆伐でない伐採（ただし、誘導伐における帯状皆伐及びそれに準じた方法により実施され、併せて更新補助作業が行われる皆伐については、皆伐でない伐採に相当するものとして扱う）
- ・送電線下の伐採跡地であって、天然更新が確実に見込まれる場合
- ・森林整備事業（造林補助事業）等公的補助事業により、更新補助作業が実施される場合
- ・保健機能森林の区域内の森林であって、森林保健施設の設置が見込まれる場合
- ・その他、森林の維持管理に必要な施設の設置、生活環境等の維持保全のために行われた伐採跡地等、郡上市が必要でないとして特に認める場合。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおりとします。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

表Ⅱ-2-1-1によるものとします。

イ 天然更新の場合

表Ⅱ-2-2-1によるものとします。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

表Ⅱ-2-2-4によるものとします。

5 その他必要な事項

(1) その他間伐及び保育に関する必要な事項

自然条件や生産目的に応じた適切な間伐及び保育を推進し、森林の健全性を確保します。

森林施業の集約化及び団地化や機械化を通じた効率的な間伐及び保育の森林整備を推進し、間伐材の利用促進を図るものとします。

施業の実施にあたっては、周辺の自然環境に十分配慮し、森林の健全性を確保するよう努めるものとします。

伐倒木及び林地残材が流木化し、下流で橋りょう等の埋塞による土砂・洪水氾濫被害を拡大させることが無いよう、流木災害の発生の恐れがある森林では、現地の状況に応じて下刈り、除伐、間伐等の森林整備を進め、根系の発達を促し、林分を速やかに健全な状態に移行させることとします。

(2) 施業方法別の施業体系図等の具体例示

施業例については、Ⅵ付属資料 3 施業方法別の施業体系図等の具体的例(1)～(5)に示します。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他 間伐及び保育の基準

人工林は、間伐の適期実施など適正な森林整備を実施します。

間伐は、林冠が閉鎖し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、伐採後、一定の期間内に林冠が閉鎖するよう行うものとします。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

下層植生が消失しているなど過密となっている林分では、間伐を実施します。

森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、次に示す内容を基礎とし、既往における間伐の方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めるものとします。

- ・間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、表Ⅱ-3-1-1～表Ⅱ-3-1-5を基に、間伐を行う際の規範として定めるものとします。
- ・間伐効果を長期間発揮させ育林コストの縮減等を図る観点から、間伐率（材積）は30%以上とすることが望ましいですが、林分の状況や施業方針に応じた間伐率を設定することとします。また、気象被害にも十分留意し間伐率の設定、間伐木の選定を行うこととします。
- ・崩壊地の上部は除間伐を集約的に実施し、林床植生の育成を促進します。
- ・伐倒木及び林地残材が流出するおそれのある場合は、適切に流出防止対策を施すほか、林外への搬出や伐倒木の木柵等への利用を図るものとします。特に土砂の流出路となる谷筋（高水位以下）においては、伐採した立木や枝条類が谷筋に入らないようにします。
- ・周辺環境に配慮すべき人工林や生育が悪く木材利用に向かない人工林等は、現状の森林の状態を勘案したうえで、強度の間伐を進めることにより、将来的に天然林へ移行させます。

表Ⅱ-3-1-1 スギ育成単層林間伐基準表（標準伐期）

樹種	生産目標 [植栽本数]	間伐区分	間伐時期 (年)	間伐本数 (本)	間伐率（材積） (%)
スギ	心持柱材・板材 [3,000本/ha]	第1回間伐	12～17	400～600	15～20
		第2回間伐	18～23	500～700	20～30
		第3回間伐	24～30	300～500	20～30

表Ⅱ-3-1-2 ヒノキ育成単層林間伐基準表（標準伐期）

樹種	生産目標 [植栽本数]	間伐区分	間伐時期 (年)	間伐本数 (本)	間伐率（材積） (%)
ヒノキ	心持柱材・造作材 [3,000本/ha]	第1回間伐	12～17	600～800	20～30
		第2回間伐	18～23	400～600	20～30
		第3回間伐	24～30	300～500	20～30

表Ⅱ-3-1-3 スギ育成単層林間伐基準表（長伐期施業）

樹種	生産目標 [植栽本数]	間伐区分	間伐時期 (年)	間伐本数 (本)	間伐率（材積） (%)
スギ	大径材生産	第1回間伐	12～16	500～700	20～25
		第2回間伐	18～22	500～700	25～30

	(板材・横架材等) [3,000本/ha]	第3回間伐	27～31	400～600	25～35
		第4回間伐	38～42	300～400	25～35
		第5回間伐	58～62	200～300	25～40

表Ⅱ-3-1-4 ヒノキ育成単層林間伐基準表（長伐期施業）

樹種	生産目標 [植栽本数]	間伐区分	間伐時期 (年)	間伐本数 (本)	間伐率(材積) (%)
ヒノキ	大径材生産 (役物柱材・板材等) [3,000本/ha]	第1回間伐	17～21	500～700	20～25
		第2回間伐	25～29	400～600	20～25
		第3回間伐	33～37	400～600	25～35
		第4回間伐	48～52	350～450	30～35
		第5回間伐	68～72	150～250	20～30

表Ⅱ-3-1-5 平均的な間伐の実施時期の間隔年数

標準伐期齢未満(人工植栽に係るもので、樹種を問わない)	10年
標準伐期齢以上(人工植栽に係るもので、樹種を問わない)	15年

(2) 間伐実施に伴う冠雪害の発生の防止に関する指針

冠雪害危険度マップにおいて、冠雪害危険区域として示されている区域内においては、耐冠雪害性の高い森林を育てるため、早めの間伐を実施します。

また、優勢木の平均形状比(樹高/胸高直径)が高い(概ね70以上)林分における急激な伐採は、冠雪害が発生する危険性が高いため、間伐を行う場合には、伐採率、施業後の林分形状、地形状況等を考慮し、必要に応じて巻き枯らし間伐の導入や弱度の間伐を繰り返し行い、形状比を徐々に低くしていくものとします。

ただし、巻き枯らし間伐は、森林病虫害の発生や不意の落枝・倒木による事故の恐れのある箇所では行わないこととします。

(長良川地域森林計画 資料編第2章3 冠雪害危険度マップ 参照)

【参考】「ぎふ ふおれナビ(公開型森林GIS)」アドレス：

「<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/2264.html>」

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の標準的な方法は、表Ⅱ-3-2-1を基に、森林の保育作業を行う際の規範として郡上市森林整備計画において定めるものとします。

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、既往の保育方法等を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定めるものとします。

表Ⅱ-3-2-1 保育基準表

種類	樹種	実施年齢及び回数等
下刈	スギ	植栽の年から5年間、年1回夏期に行う。
	ヒノキ	植栽の年から6年間、年1回夏期に行う
つる切り	スギ	下刈終了後、3年目に1回を標準とする。
	ヒノキ	下刈終了後、2年間隔で2回を標準とする。
除伐	スギ	下刈終了後、3年目に1回を標準とする。 なお、つる切りを同時に行うものとする。
	ヒノキ	下刈終了後、2年間隔で2回を標準とする。

		つる切りを同時に行うものとする。
枝打ち	スギ ヒノキ	枝下高3.5m程度までを3回で打ち上げることが標準とする。具体的には、積雪の少ない地域では根元直径が6cm(2~4齢級)の時期から開始し、2回目以降の枝打ちは巻き込みが完了し、枝下径が6cmに生長したごとに行うこととする。 なお、枝打ち季節は、生育休止期である10月から3月とする。
雪起こし	スギ ヒノキ	造林地への降雪状況に応じ、倒伏木について、消雪後に行う。多雪地域(積雪1.0m以上)については降雪状況にもよるが、毎年行う必要性がある。

※本基準表は、一般的な目安を示したものであり、実行に当たっては画一的に行うことなく、立地条件、植栽木の生育状況及び生産目標等に即して効果的な作業時期、回数、方法等を十分検討の上適切に実行すること。

3 その他必要な事項

自然条件や生産目的に応じた適切な間伐及び保育を推進し、森林の健全性を確保します。

森林施業の集約化及び団地化や機械化を通じた効率的な間伐及び保育の森林整備を推進し、間伐材の利用促進を図るものとします。

施業の実施にあたっては周辺の自然環境に十分配慮し、森林の健全性を確保するよう努めるものとします。

多様な森林づくりや保育期間の短縮による短伐期化に繋がる早生樹の施業モデルを以下に示します。

《参考》代表的な早生樹の施業モデル

○コウヨウザン

1. 造林の標準的な方法

育林手法	植栽本数 (本/ha)
全面下刈 3回、除伐1回、間伐1回	1,500本程度

2. 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

施業体系	間伐時期 (年)
植栽本数 1,500本/ha 仕立本数 910本/ha	17~30

3. 保育の標準的な方法

保育の種類	実施林齢・時期												
	1	2	3	4	5	6~10	11	12	13	14	15	16	17~30
下刈	○	○	○										
除伐						○							
間伐													○

※実際の施業にあたっては、生育状況に応じ実施してください。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

- (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能維持増進森林）

ア 区域の設定

当該森林の区域をVI付属資料2別表1により定めるものとします。

なお、設定にあたっては、水質の保全又は水量の安定的確保のため伐採の方法を定める必要がある森林であって、次の条件のいずれかに該当する森林を設定することとします。

- (ア) 地形について
- a 標高の高い地域
 - b 傾斜急峻な地域
 - c 谷密度の大きい地域
 - d 起伏量の大きい地域
 - e 溪床又は河床勾配の急な地域
 - f 掌状型集水区域
- (イ) 気象について
- a 年平均又は季節的降水量の多い地域
 - b 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域
- (ウ) その他
- a 大面積の伐採が行われがちな地域
 - b 水源林

イ 施業の方法

伐期の間隔を拡大するとともに伐採面積の規模を縮小した皆伐を行うものとし、表Ⅱ-4-1-1に示す伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域をVI付属資料2別表2により定めるものとします。

表Ⅱ-4-1-1 伐期の延長を行う場合の森林の伐期齢の下限

単位（伐期齢：年）

地区	樹種					
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	その他 広葉樹
郡上市	50	60	50	45	70	35

- (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林（山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林、快適環境維持増進森林、保健文化機能維持増進森林等）

ア 区域の設定

次の①から③までに掲げる森林の区域をVI付属資料2別表1により定めるものとします。

- ①土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林）

人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要がある森林であって、次の条件のいずれかに該当する森林を当該指定区域に設定します。

(7) 地形

- a 傾斜が急な箇所であること。
- b 傾斜の著しい変移点をもっている箇所であること。
- c 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分をもっている箇所であること。

(4) 地質

- a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。
- b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。
- c 破碎帯又は断層線上にある箇所であること。
- d 流れ盤となっている箇所であること。

(7) 土壌等

- a 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所であること。
- b 土層内に異常な滞水層がある箇所であること。
- c 石礫地から成っている箇所であること。
- d 表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所であること。

(1) その他

- a 流木災害の恐れがあるところ。

②快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能維持増進森林）

生活環境の保全及び形成のため伐採の方法を定める必要がある森林であって、次のいずれかに該当する森林を当該指定区域に設定します。

- (7) 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林
- (4) 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林
- (7) 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林

③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健文化機能維持増進森林）

自然環境の保全及び形成並びに保健・文化・教育的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林であって、次のいずれかに該当する森林を当該指定区域に設定します。

- (7) 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林
- (4) 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの
- (7) ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林
- (1) 貴重な動植物の保護のため必要な森林

イ 施業の方法

アの①及び②に掲げる森林においては、以下によるものとします。

- ①特に機能の発揮を図る必要がある森林については、択伐による複層林施業を行います。
- ②それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を行います。
- ③適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分の保全機能等の確保が可能な場合には、長伐期施業を行うことができます。なお、皆伐による場合は伐採に伴い発生する裸地の縮小及び分散を図ります。

アの③に掲げる森林においては、以下によるものとします。

- ①特に機能の発揮を図る必要がある森林については、択伐による複層林施業を行います。
- ②風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要である森林については、特定広葉樹の育成を行う森林施業を行います。
- ③上記以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を行います。
- ④適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の風致の維持等の確保が可能な場合には、長伐期施業を行うことができます。なお、皆伐による場合は伐採に伴い発生する裸地の縮小及び分散を図ります。
- ⑤(Ⅰ)に掲げる森林においては択伐による複層林施業に限ることとします。

なお、長伐期施業を行う場合の森林の伐期齢の下限については表Ⅱ-4-1-2のとおりとし、それぞれの森林の区域については、VI付属資料2別表2により定めるものとします。

表Ⅱ-4-1-2 長伐期施業を行う場合の森林の伐期齢の下限

単位（伐期齢：年）

地区	樹種					
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	その他 広葉樹
郡上市	64	80	64	56	96	40

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林としてVI付属資料2別表1により定めるものとします。

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するものとします。

3 その他必要な事項

水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に機能の発揮に必要な場合については、長伐期施業を推進すべき森林とし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとします。

第5 森林配置計画の将来目標区分に関する事項

1 基本的な考え方

森林配置計画に関する基本的な考え方は、次のとおりとします。

- ①森林配置計画は郡上市森林整備計画の対象となる民有林を対象とします。
- ②将来目標区分は、準林班を単位として設定するものとします。
- ③将来目標区分は、第2項に示す設定に関する基準に基づき、地域の実情を踏まえて設定します。
- ④将来目標区分が定まらない準林班は白地とすることができるものとします。
- ⑤将来目標区分の変更については、市に協議のうえ、森林づくり推進会議に諮り承認を得たうえで変更できるものとします。

2 将来目標区分の設定に関する基準

将来目標区分の設定に関する基準については、以下の基準で定めることとします。

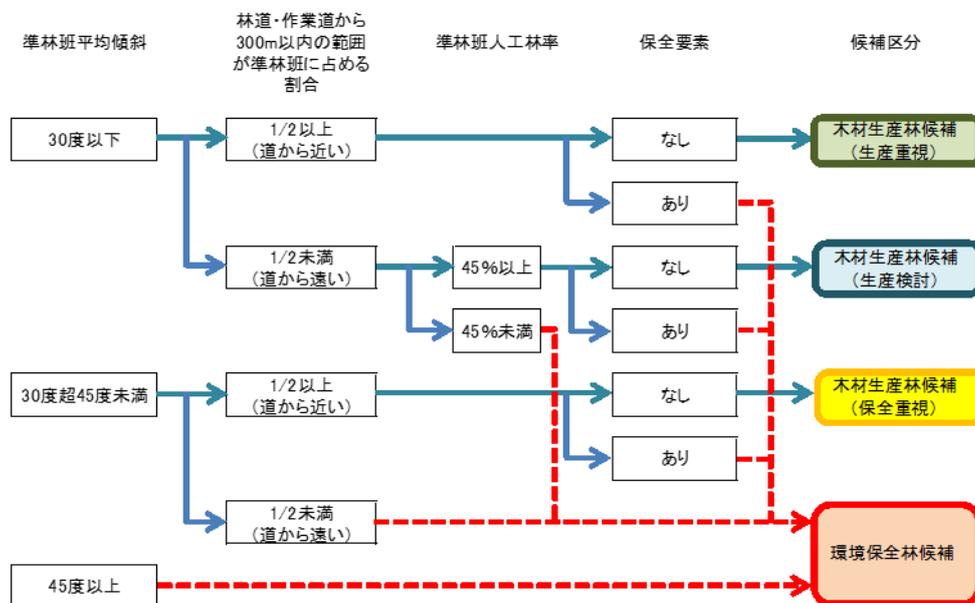
(1) 木材生産林及び環境保全林

木材生産林の設定にあたっては、客観的に木材生産に適した森林であることを基本とし、長期的な木材生産に関する計画の有無についても考慮するものとします。また、環境保全林については、木材生産林以外とし公益的機能の発揮を重視すべき森林を基本とします。

①客観的指標による木材生産適地の抽出

県が整備する森林簿データを用いて、図Ⅱ-5-2-1に示す条件および手順によりあてはまる準林班を木材生産適地として抽出します。

図Ⅱ-5-2-1 木材生産適地の抽出条件および手順



※保全要素とする項目は、以下のとおりとし、小班単位で抽出するものとする。

- ・ 標高 1400m 以上

- ・積雪 2.5m 以上
 - ・保安林（なだれ・落石防止・土砂崩壊防備・魚つき）
 - ・急傾斜地崩壊危険区域
 - ・山地災害危険地区（山腹崩壊）危険度 A
 - ・土砂災害特別警戒区域
 - ・国立公園・国定公園（特別保護地区・第 1・2 種特別地域）
 - ・県立自然公園（第 1・2 種特別地域）
 - ・自然環境保全地域（県）
 - ・市自然環境保護地区
- （以下の保全要素は、平均傾斜が 30 度超の準林班に属する小班に適用する。）
- ・県水源地域保全条例に基づく水源地域指定区域
 - ・山地災害危険地区（崩壊土砂流出）危険度 A

②木材生産適地に基づく木材生産林と環境保全林の判定

①で設定した候補区分によって表Ⅱ-5-2-1 のとおり判定します。

表Ⅱ-5-2-1 木材生産林と環境保全林の判定表

準林班内で面積割合が一番多い候補区分 (準林班単位の場合は、当該準林班の候補区分)	将来目標区分	
		木材生産の意思有※ ¹
木材生産林候補（生産重視）	木材生産林※ ²	木材生産林
木材生産林候補（生産検討）	環境保全林	木材生産林
木材生産林候補（保全重視）	環境保全林	木材生産林
環境保全林候補	環境保全林	環境保全林※ ³

※¹木材生産の意思有の場合は、以下の要件を満たす必要がある。

- ・森林経営計画を作成するなど、具体的な施業を計画していること。
- ・所有又は施業委託森林が林班等面積の 30%以上を占めること。
- ・準林班内の集約化に努めること（他の所有者に不利益がないよう配慮に努めること）。
- ・「災害リスク」・「環境への影響」の認識及びそれらに配慮した施業を行うことが可能であること。

※²多面的機能の高度な発揮を期待する森林であって、効率的な木材生産が見込めないと判断されるときは、環境保全林とすることができる。

※³保全要素に影響がなく施業ができる場合や、社会環境の変化などにより、木材生産林としての区分が適当と判断されるときは木材生産林とすることができる。

なお、上記判定表によらない場合は、判定を精査し郡上市森林づくり推進会議の合意を得たうえで森林配置を決定することができる。

(2) 観光景観林

- ① 市が観光振興上重要であると認める森林
- ② 県や市が愛称を付けた道路であって、沿道に観光スポットなどが断続的にあるなど、「観光道路」として位置づけられる道路沿いの森林
- ③ 景観的価値が高い森林又はその可能性がある森林
- ④ 景観法に基づく景観計画において、景観重点区域に指定されている区域にある森林
- ⑤ 地域として森林景観を維持する体制が整っている、またはその予定がある森林
- ⑥ 沿道に近接する林縁から尾根までの区域

(3) 生活保全林

- ① 倒木等の危険防止や野生動物の被害の軽減のために整備を必要とする森林など、住民の生活環境保全上重要である森林
- ② 集落（農地等を含む）や生活道路など保全すべき対象に隣接する森林
- ③ 林縁から概ね30m以内の森林

3 将来目標区分の設定

第2項により設定された区域をVI付属資料2別表6に示します。

第6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営については、森林所有者等への働きかけ、情報の提供などの普及啓発活動、地域協議会の開催を積極的に行い、意欲ある森林所有者・森林組合・林業事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指します。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進するものとします。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

小規模・分散化している施業地をまとめ団地化することにより、スケールメリットを活かした効率的な施業の実施が可能となります。このため、市職員、集落のリーダー、森林施業プランナー、フォレスター等が連携を図り、地域単位での合意形成の場をつくり、森林施業の共同化、さらには「森林経営計画制度」などを活用して、小規模・零細な森林所有者から意欲のある森林所有者等に森林経営の推進を促すものとします。

併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとします。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託等を行う場合、長期にわたり森林を経営していく観点からも、伐採作業だけでなく、伐採後の植栽から保育作業まで一連の森林施業を実施、もしくは経営の受託を実施するよう努めなければならないものとします。また、経営の受託にあたっては、施業しない森林についても森林保護に関する巡視活動も実施しなければならないものとします。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者自らが森林の経営管理を実行することが困難な場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については森林所有者自ら、森林組合や事業体等に施業の委託を行うよう促し、また林業経営に適さない災害リスクをはらんだ森林等においては、森林環境譲与税を活用しながら、森林経営管理事業を実施します。

市では、これらの制度を活用することにより、適切な森林の経営管理を推進します。

第7 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進するものとします。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

共同施業を実施するため、市及び森林組合による普及啓発活動を通じて、森林所有者間の施業実施協定の締結の促進を図るものとします。

なお、実施地区内での具体的な施業は、市、森林組合等の森林施業プランナー及び林業普及指導員が中心となり、検討会を開催して間伐や広葉樹の育成に配慮した施業を普及していくものとします。

森林施業の共同化を効果的に促進するため、森林作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法、種苗その他の共同購入等、共同して行う施業の実施方法や施業の共同実施の実効性を担保するため、県関係機関と協議の上、必要に応じて指導を行います。また、間伐、森林作業道の整備、境界の明確化など共同化を重点的に実施すべき森林施業にあっては、森林組合をはじめとする市内林業事業者との連携を緊密に行い、共同施業を実施するため、県関係機関の林業普及指導員にも協力を要請し、普及啓発活動を通じて森林所有者間の施業実施協定の締結の促進を図るものとします。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同で、森林施業を実施する場合には、次の事項を旨として実施するものとします。

- ・森林施業を共同で実施する者（以下「共同施業実施者」という。）全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で実施することとします。
- ・作業路網その他の施設の維持運営は共同施業実施者の共同により実施することとします。
- ・共同施業実施者が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同施業実施者に不利益を被らせることがないように、予め個々の共同施業実施者が果たすべき責務等を明らかにすることとします。
- ・共同施業実施者の合意の下、施業実施協定の締結に努めることとします。

4 その他必要な事項

森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施の促進を図るものとします。

併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとします。

第8 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

森林整備及び保全の目標の実現を図るため、一般車両の走行を想定する骨格的な「林道」、主として10t積みトラックや森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」について計画的な整備を促進します。また、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を推進します。

計画にあたっては、周辺環境に配慮し、希少な野生生物の保護や埋設文化財等の保全等に留意します。

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

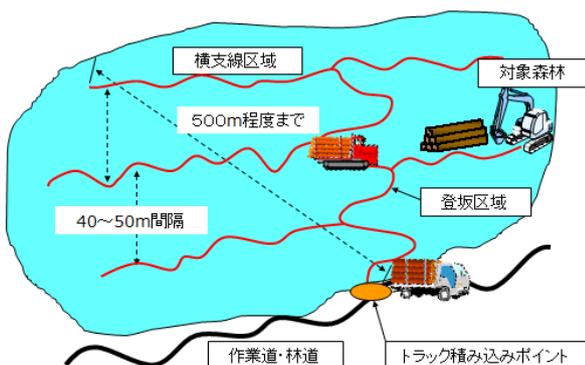
効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準を下表Ⅱ-7-1-1のとおり定め、林道及び森林作業道を適切に組み合わせて開設するものとします。

また、林道と森林作業道からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとします。

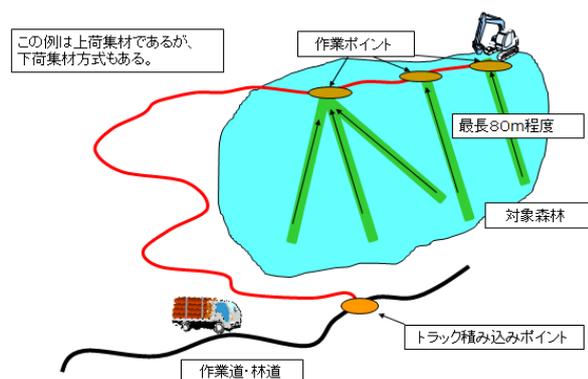
表Ⅱ-7-1-1 路網密度水準表

区分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地(0度～15度)	車両系 作業システム	100m/ha以上	35m/ha以上
中傾斜地(15度～30度)	車両系 作業システム	75m/ha以上	25m/ha以上
	架線系 作業システム	25m/ha以上	25m/ha以上
急傾斜地(30度～35度)	車両系 作業システム	60m/ha以上	15m/ha以上
	架線系 作業システム	15m/ha以上	15m/ha以上
急峻地(35度以上)	架線系 作業システム	5m/ha以上	5m/ha以上

◎車両系作業システムのイメージ



◎架線系作業システムのイメージ



2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備水準と作業システムの考え方を踏まえ、路網の整備と森林施業の集約化により低コストの森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を表Ⅱ-7-2-1のとおり設定します。

表Ⅱ-7-2-1 路網整備等推進区域

路網整備等推進区域	面積 (ha)	開設予定路線	開設予定延長 (m)
白鳥町那留・恩地・野添・六ノ里地内	610.84	那留～六ノ里線	8,220

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、岐阜県林道設計指針、岐阜県林業専用道作設指針、岐阜県森林作業道作設指針に則り開設します。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の整備計画については、表Ⅱ-7-3-1のとおりです。

表Ⅱ-7-3-1 基幹路網の整備計画

単位(開設、舗装:m、改良:箇所)

開設/拡張	種類	区分	位置	路線名	延長 (m) 及び箇所数	前半5カ 年の計 画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道	指定林道	郡上市	大谷～大栃線	1,200	○	郡上市-4-開設	
開設	自動車道	指定林道	郡上市	白尾～鷺見線	1,900	○	郡上市-5-開設	
開設	自動車道		郡上市	千田野～石徹白線	1,500	○	郡上市-7-開設	
開設	自動車道	指定林道	郡上市	二間手～水沢上線	1,500	○	郡上市-10-開設	
開設	自動車道	指定林道 林業専用道	郡上市	那留～六ノ里線	2,000	○	郡上市-14-開設	
開設	自動車道	指定林道 林業専用道	郡上市	小間見～栗巣線	4,000	○	郡上市-27-開設	
開設	自動車道	指定林道	郡上市	大谷～大栃線	1,200		郡上市-16-開設	
開設	自動車道		郡上市	千田野～石徹白線	2,000		郡上市-21-開設	
開設	自動車道	指定林道	郡上市	二間手～水沢上線	2,500		郡上市-25-開設	
開設	自動車道	指定林道 林業専用道	郡上市	那留～六ノ里線	1,500		郡上市-26-開設	
開設	自動車道	指定林道 林業専用道	郡上市	小間見～栗巣線	4,000		郡上市-28-開設	
			前期	6	12,100			
			後期	5	11,200			
開設計				11	23,300			
拡張 (改良)	自動車道		郡上市	八幡～高山線(八幡)	5	○	郡上市-1-改良	
拡張 (改良)	自動車道		郡上市	和良明宝線	3	○	郡上市-2-改良	
拡張 (改良)	自動車道		郡上市	西洞線	3	○	郡上市-3-改良	
拡張 (改良)	自動車道		郡上市	中美濃線	5	○	郡上市-4-改良	
拡張 (改良)	自動車道		郡上市	大杉線	7	○	郡上市-5-改良	
拡張 (改良)	自動車道		郡上市	八幡・高山線(明宝)	2	○	郡上市-9-改良	

拡張(改良)	自動車道		郡上市	八幡・高山線(明宝)	2		郡上市-10-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	大杉線	2		郡上市-14-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	八幡・和良線	3	○	郡上市-15-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	白尾～鷺見線	6	○	郡上市-16-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	市島大洞線	1	○	郡上市-17-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	二声線	1	○	郡上市-18-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	切立線	1	○	郡上市-19-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	ヒリクロ線	1	○	郡上市-20-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	木ノ根坂線	1	○	郡上市-21-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	日向洞線	1	○	郡上市-22-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	坂本峠線	1	○	郡上市-23-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	勝原線	5	○	郡上市-24-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	小峠線	1	○	郡上市-25-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	二間手～水沢上線	1	○	郡上市-26-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	黒田～亀尾島線	1	○	郡上市-27-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	宮奥～露洞線	5		郡上市-28-改良	
拡張(改良)	自動車道		郡上市	毘沙門～天野線	1	○	郡上市-29-改良	
			前期		20	50		
			後期		3	9		
拡張(改良)計					23	59		
拡張(舗装)	自動車道		郡上市	雁子線	1,500	○	郡上市-1-舗装	
拡張(舗装)	自動車道		郡上市	穴柄線	2,000	○	郡上市-2-舗装	
拡張(舗装)	自動車道		郡上市	雁子線	600		郡上市-3-舗装	
拡張(舗装)	自動車道		郡上市	八幡～高山線(八幡)	3,200	○	郡上市-4-舗装	
拡張(舗装)	自動車道		郡上市	宮奥～露洞	2,000	○	郡上市-5-舗装	
拡張(舗装)	自動車道		郡上市	白尾～鷺見	4,500	○	郡上市-6-舗装	
拡張(舗装)	自動車道		郡上市	白尾～鷺見	4,500		郡上市-7-舗装	
拡張(舗装)	自動車道		郡上市	二間手～水沢上線	2,000		郡上市-8-舗装	
拡張(舗装)	自動車道		郡上市	水馬洞線	2,000		郡上市-9-舗装	
拡張(舗装)	自動車道		郡上市	宮奥～露洞線	1,800		郡上市-10-舗装	
拡張(舗装)	自動車道		郡上市	大浅柄線	1,300	○	郡上市-11-舗装	
拡張(舗装)	自動車道		郡上市	八幡～和良線	1,104	○	郡上市-12-舗装	
拡張(舗装)	自動車道		郡上市	赤谷線	1,152	○	郡上市-13-舗装	
拡張(舗装)	自動車道		郡上市	西洞線	3,900	○	郡上市-14-舗装	
拡張(舗装)	自動車道		郡上市	木ノ根坂線	500	○	郡上市-15-舗装	
拡張(舗装)	自動車道		郡上市	鎌辺～明山線	4,500		郡上市-16-舗装	
			前期		10	21,156		
			後期		6	15,400		
拡張(舗装)計					16	36,556		

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理します。

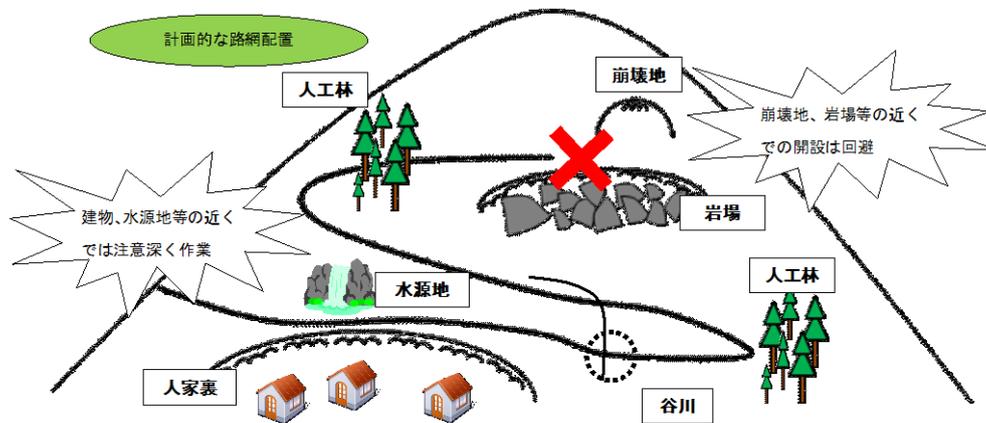
(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

① 計画上の留意事項

森林作業道の開設は、必要最小限度の開設とするため、将来の利用を想定した計画的な路網配置や必要十分な規格となるように努めるとともに、路網の位置、作設工法及び残土の処理等にあたり林地の保全に支障のないよう次のとおり配慮し、災害に強く低コストでかつ安全に走行できる道づくりを進めます。

- ・崩壊地、崖錐地、急傾斜地など地形・地質条件が悪く、崩壊の危険が大きい箇所では、路網や土場の設置を避けます。特に建物や水源地等重要な保全対象が直下にある場所での路網整備や土場の設置にあたっては、特に注意深く開設するとともに適正かつ丁寧な維持管理に努めます。
- ・森林作業道の開設にあたっては、間伐をはじめとする森林整備、木材生産のために継続的な使用に耐えられるよう、地形に沿った線形で堅固な土構造を基本とし、作設費用を抑えつつ、丈夫で利用しやすい構造となるよう配慮します。
- ・森林作業道の配置にあたっては、図面と現地踏査により、伐採現場の地形、地質、湧水、地割れの有無等をよく確かめることとします。また、集材方法や使用機械に応じた必要最小限の無理のない配置計画とします。



② 施工上の留意事項

森林作業道の開設は、岐阜県森林作業道作設指針に基づき開設するものとし、その森林作業道が恒久的な使用に供する基幹的な森林作業道となる場合は、縦断勾配、曲線半径等が、林道規程に準ずるものになるよう努めます。

- ・施工開始後も土質や水の流れの状態には十分に注意を払い、路網がより良いものとなるよう必要に応じて計画の変更を行うこととします。
- ・森林作業道開設にあたっては、特に表Ⅱ-7-3-2の事項に配慮します。

表Ⅱ-7-3-2 森林作業道開設にあたって配慮すべき事項

区分	配慮すべき事項
路網	谷川を横断する箇所ができるだけ少なくなるように配置する。 横断する場合は、谷川の勾配が緩く、両岸にゆとりがある場所を選定する。
切土高	できる限り低くするとともに、土質に応じた適正な勾配で切り取る。

盛土高	できる限り低くするとともに、地山に応じて安定した勾配で施工する。
盛土の施工	<p>「段切り」や「締固め」を行う。 急斜面では構造物を設置するなど安定を図る。</p>
排水施設	<p>管渠は豪雨や維持管理不足等により土石や流木等が詰まりやすく、結果として路体の流出・崩壊や土石流の原因となる事例が多いため、流量の少ない谷では洗越工を基本とする。</p>
路面水の処理	<p>土盛横断排水工などを施工するとともに、路面水が集中しないよう分散排水をする。 排水する箇所は、できるだけ安定した場所（尾根がかった所）を選んで設置する。</p>
残土処理	土砂流出防止の措置をとる等、適正に処理する。また残土場は谷筋ではなく、安定した地山の箇所とする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

岐阜県森林作業道作設指針に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理するものとします。

4 その他必要な事項

(1) 木材の合理的な搬出を行うために必要な施設その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

木材の合理的な搬出等を行うために必要とされる施設については表Ⅱ-7-4-1のとおりとします。

表Ⅱ-7-4-1 木材の合理的な搬出を行うために必要な施設その他森林の整備のために必要な施設

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
郡上森林組合 原木市場・中間土場	美並町白山	土場面積 15,000㎡	—	

株式会社東海木材相互市場 中間土場	美並町上田	土場面積 7, 510 m ²	—	
----------------------	-------	-------------------------------	---	--

(2) 水源林における林道整備等の基本的な考え方

森林内の路網は、間伐等の森林整備を推進し、木材を効率的に搬出していくために必要な施設ですが、地形や地質などの条件を無視した安易な開設は大雨等による浸食、損壊を引き起こし、森林の荒廃につながる危険性があります。

そこで、特に水源林の区域内における路網整備にあたっては、次の事項に留意するものとします。

ア 計画上の留意事項

- ・取水施設に近接して開設を行う場合は、地元と十分調整を図ります。
- ・水源林内に路網を整備する場合は、地形、地質等の状況を詳細に調査・把握し、大雨などにより浸食や損壊を引き起こす危険性の高い箇所での開設は避けます。また、希少な野生動植物の生息、生育箇所、文化財、地域の生活環境（取水源の有無など）の保護、保全、維持に配慮し、状況に応じて、開設の中止、線形の変更、必要な対策を講じます。
- ・整備する路網の種類（林道、林業専用道、森林作業道等）、及びそれぞれの規格、配置は、森林整備を進める上で必要十分な規格とし、開設による森林への影響の軽減に努めます。

イ 施工上の留意事項

- ・路網の施工中は、梅雨期、台風など、まとまった降雨が予想される時期、また降雨中や降雨直後の施工を避けるなど、土砂の流出や濁水の発生の未然防止、軽減を図ります。
- ・路網の線形、構造は、地形に沿った形とすることで地形の改変を極力抑え、残土の発生を抑えます。また、盛土により整備する箇所については、十分な締め固めを行い、繰り返しの使用に耐える壊れにくい構造とします。
- ・開設により裸地化した箇所（法面）は、浸食、崩壊が発生しないよう種子吹き付け等、法面の保護を実施します。
- ・雨水による路体の浸食を防止するため、小まめな排水に心がけ、排水施設を適切に整備します。

ウ 維持・管理上の留意事項

- ・開設後は、定期的に点検し、浸食、損壊、濁水発生の未然防止に努めます。
- ・降雨時や降雪時には濁水が発生しやすくなるため、出来るだけ車両の通行を避けます。また、既設未舗装路網を通行する際にも濁水が発生しやすくなるため、利用する路網の状態を十分に確認し、出来るだけ通行を避けるとともに、通行する際には、濁水防止対策を実施します。
- ・森林作業道は、森林整備のために特定の人が利用する道であり、一般の用に供しない施設であることから、入口部分にはゲートを設けるなどし、事故、不法投棄の防止策を講じます。

第9 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業事業体の体質強化

本市では、今後の森林施業の実施に必要な労働力を確保するため、就労条件の整備、労働安全衛生の確保、生活基盤の整備を図り、森林技術者の新規参入又は定着化に努めます。

また、郡上市森林づくり推進会議においては、林業事業体及び木材を利用する事業者間の連携を深め、併せて、地域住民の信頼関係を構築して林業経営意欲を喚起し、地域が一体となった安定的事業量の確保に向けての課題解決に努めます。

森林組合においては、事業執行体制の強化及び森林組合以外の林業会社・団体等への積極的な外注等により、木材生産体制と経営体質の強化に努めます。

森林組合以外の林業会社・団体等においては、林業事業体間のネットワーク体制の構築及び森林組合との連携体制を構築し、経営体質の強化に努めます。

(2) 森林技術者の養成・確保

郡上高等学校森林環境科学科への技術向上支援に努めます。

新規参入の森林技術者が段階的に知識や技術、技能を習得できるよう努めます。

林業架線技術者養成研修や高性能林業機械オペレーター養成研修等による高度な技術や指導能力を持つ森林技術者の育成に努めます。

森林技術者の雇用の長期化・安定化を図るとともに、就労条件の整備、安全管理体制の強化等による労働安全衛生の確保、社会保障の充実、住宅整備を含めた生活基盤の整備等を図り、森林技術者の新規参入及び定着化に努めます。

(3) 林業後継者等の育成

林業グループ員の連携強化、女性リーダーの育成、青少年の林業への就業促進等、林業後継者の育成を図るものとします。

(4) 異業種からの参入

平成24年度に、市内7社の建設業により、「郡上森づくり協同組合」が設立され、森林組合と連携して、森林境界明確化事業などの森林整備に取り組んでいます。林業事業体と連携しながら、建設業の分野で培った技術を活かすことで、林業の発展につながることを期待されます。このため、建設業と林業事業体の連携体制づくりや、技術の習得や向上のための各種講習・研修の受講について支援します。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 高性能林業機械の導入促進

当計画区内における高性能林業機械の導入状況について、普及率は高いとは言えません。しかし、今後の森林整備、素材生産の体制づくりのためには、林業生産性の向上、労働強度の軽減及び安全性の観点から、高性能林業機械の導入促進が急務です。

このため、路網の整備状況に応じた作業システムの普及と、林業機械オペレーターの養成、特に作業システムに応じた伐採専門チームの養成に努めるものとします。また、機械の共同利用等による稼働率の向上、機械作業に必要な路網等の施設の整備に努めるものとします。

(2) 機械作業システムの目標

本市の地形、経営形態等地域の特性に応じた伐出作業において指向すべき機械作業システム

の一般的な目標は、表Ⅱ-8-2-1のとおりです。

表Ⅱ-8-2-1 指向すべき機械作業システムの目標

作業型	傾斜	集材距離	作業システム
道ばた系	—	0~25m	(伐倒) → (木寄せ) → (造材) → (トラック積載) チェンソー グラップル プロセッサ グラップル 【全木集材】 全木
車両系 200mまでの簡易作業道を開設	35° 未満	0~25m	(伐倒) → (木寄せ) → (造材) → (搬出) → (トラック積載) チェンソー グラップル プロセッサ フォワーダ グラップル 【短幹集材】 全木 短幹
架線系	15° 以上	25~100m	(伐倒) → (搬出) → (木寄せ) → (造材) → (トラック積載) チェンソー スイングヤード グラップル プロセッサ グラップル 【全木集材】 全木
従来系	—	200(100) ~400m	(伐倒・枝払い) → (搬出) → (玉切り) → (トラック積載) チェンソー 集材機 プロセッサ グラップル 【全幹集材】 全幹 * 玉切り作業は土場で実施

※集材とは、伐倒現場からトラック積載出来る場所（土場等）まで、材を集める作業。集材方法はトラック積載場所での集材した木の状態での区分。

※木寄せは、プロセッサの造材補助として使用。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

(1) 木材流通の合理化

当市の森林資源を背景とした特色あるスギ・ヒノキの主産地を形成するため、複数の木材市場と市内大型製材工場を拠点として素材生産者、流通業者及び民有林・国有林が一体となって、地域材の計画的な素材生産を推進し、需要に即した木材製品を安定的に供給できるように、原木流通から木材製品の加工・流通まで一環した体制整備と合理化を図ります。

森林所有者への理解を深めるため、透明性の高い受託システムを推進し、小面積区分皆伐など多様な森林整備を計画的に進める団地の設置を推進します。

山土場、ストックヤード等における仕分体制の整備、原木市場の合理化等による流通ロットの拡大、仕分や倉庫機能の役割の強化、良質材は市売り及び大型製材工場等への直納、B・C材は工場等への直納する形態の促進などの流通システムの構築及び普及を進めます。

また、小規模な素材生産をとりまとめる需給調整組織から製材工場等への安定的供給体制の整備を促進します。

(2) 木材加工の合理化

製材工場への原木直納や、製材業者のネットワーク化等による、木材流通の合理化を進めます。

製材工場や合板工場、木質バイオマス発電プラント等への供給による木質資源のカスケード利用を積極的に進めます。

人工乾燥機等の導入促進と品質管理（強度区分、含水率表示、JAS等級区分等）の徹底による高品質材の供給拡大を促進します。

(3) 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

民有林、国有林を通じ、川上から川下まで一体となった合理的な木材の生産・流通システムの確立を図るため、郡上市森林づくり推進会議、地域の林業・木材産業関係者における協議を通じて、地域材の産地化形成の推進などについて地域の連携・合意形成に努めるものとします。

大手住宅メーカー、集成材メーカー等とのネットワークづくり、製材業者等のネットワーク化による流通ロットの拡大・安定化を図るものとします。

伐採に当たって森林に関する法律に照らし手続きが適切になされたものであることや、持続可能な森林経営が営まれている森林から生産されたものであることが証明された木材・木材製品の利用の普及について、関係者一体となって推進するよう努めるものとします。

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表3に定めます。

(2) 鳥獣害の防止の方法

ア 植栽木の保護措置

森林の的確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを目的として、地域の実情に応じて、対象鳥獣であるニホンジカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法として、防護柵の設置・維持管理、幼齢木保護器具の設置、剥皮防止帯の設置等を実施します。

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の鳥獣害防止策を推進します。

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況については、森林所有者等の報告により確認します。鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合は、森林所有者等に助言・指導を通じて鳥獣害の防止を図ります。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(3) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとします。

ア 松くい虫被害対策

松くい虫被害対策については、被害の先端地域においては、被害の拡大を防止することを目的に伐倒駆除による駆除事業を実施し、その他一般地域においては、被害が蔓延している現状から、保全すべき松林を重点的に、予防及び駆除事業を実施します。

イ ナラ枯れ被害対策

ナラ枯れ被害対策については、被害の先端地域や微害な地域においては、駆除事業による被害の拡大防止を推進します。被害が蔓延している地域においては、保全すべき森林の予防事業を重点的に実施します。

(4) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、県の関係機関をはじめとする地元行政機関、森林組合、森林所有者等の連携による被害対策や被害監視から防除実行までの地域の体制づくりを行うこととします。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

野生鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図り、森林被害のモニタリングや防護柵の設置等広域的な防除活動等を総合的に推進します。また、野生鳥獣との共存にも配慮した森林の整備及び保全を図ります。

鳥獣による森林被害の中でも、ニホンジカによる被害が特に大きいため、民間により設置する森林動物共生サポートセンターを中心として、鳥獣被害対策実施隊、林業事業者（森林所有者）及び市が連携し、市全域で実施できるようニホンジカの捕獲体制づくりを順次整備することとします。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、森林巡視や山火事予防の普及啓発等を実施します。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

郡上市火入れに関する条例に準拠して行います。届け出は、火入れ予定期間の7日前までに、指定された申請書により必要事項を記載して、市長に提出し、許可を受ける必要があります。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

該当無し

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとします。

- ・ II の第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
 - ・ II の第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
 - ・ II の第6の3の森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及び II の第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
 - ・ III の森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項
- なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとします。

(2) 森林法施行規則第 33 条第 1 号口の規定に基づく区域

森林法施行規則第 33 条第 1 号口の規定に基づく区域は、表 V-1-2-1 のとおりとします。

指定については、路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められるものとして定めるものであることから、大規模な尾根筋や河川等の地形、人工林等の森林資源の状況、公道も含めた路網の整備の状況及び森林の所有・管理形態の状況等を踏まえ、造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができるまとまりのある森林の範囲について、隣接する 10～30 個の林班の規模を目安として、地域の実情を総合的に勘案して定めるものとします。

表 V-1-2-1 森林法施行規則第 33 条第 1 号口の規定に基づく区域

区 域 名	林 班	区域面積 (ha)
八幡町相生	旧八幡町 1～19、169～200	2,092
八幡町那比	旧八幡町 20～107	3,939
八幡町亀尾島	旧八幡町 108～168	2,662
八幡町五町	旧八幡町 201～215	713
八幡町初音	旧八幡町 216～231、260～277	1,422
八幡町河鹿	旧八幡町 232～259	1,212
八幡町旭	旧八幡町 278～280、381～400	747
八幡町初納	旧八幡町 281～312	1,013
八幡町有徳	旧八幡町 313～337	971
八幡町市島	旧八幡町 338～380	1,525
八幡町美山	旧八幡町 374～376、422～447	1,398
八幡町入間	旧八幡町 401～421	927
八幡町洲河	旧八幡町 448～460	675
八幡町小那比	旧八幡町 461～514	2,755
大和町内ヶ谷	旧大和町 1～93	4,944
大和町西	旧大和町 94～140	2,638
大和町剣	旧大和町 141～145	297

大和町大間見_小間見	旧大和町 146～179	1,837
大和町牧	旧大和町 180～188、241～243	618
大和町栗巢	旧大和町 189～213	1,332
大和町古道	旧大和町 214～239	1,274
大和町神路	旧大和町 244～260	695
白鳥町白鳥	旧白鳥町 1～12、75～83	1,202
白鳥町北濃	旧白鳥町 13～74	3,559
白鳥町六ノ里	旧白鳥町 84～138	3,465
白鳥町那留_中津屋_恩地	旧白鳥町 139～150	657
白鳥町石徹白	旧白鳥町 151～270	7,336
高鷲町鮎立西	旧高鷲村 1～20	763
高鷲町鮎立東	旧高鷲村 168、169、177～196	1,079
高鷲町大鷲東	旧高鷲村 102～105、143～146、150～167、170～176	1,240
高鷲町大鷲西_西洞	旧高鷲村 21～68、84、96～101	1,965
高鷲町ひるがの	旧高鷲村 69～85	656
高鷲町鷲見	旧高鷲村 86～95、106～142、147～149、197、198	1,789
美並町西部	旧美並村 1～93	3,860
美並町東北部	旧美並村 94～128	1,564
美並町東南部	旧美並村 129～167	1,564
明宝寒水	旧明宝村 1～39	1,861
明宝気良	旧明宝村 50～95	2,467
明宝畑佐_二間手_大谷	旧明宝村 40～49、96～130、321、322	1,784
明宝奥住	旧明宝村 131～220、318～320、323	4,051
明宝小川	旧明宝村 221～317	4,261
和良町中央	旧和良村 1～32、56～66	2,228
和良町三庫	旧和良村 33～55	1,312
和良町鹿倉	旧和良村 67～108	2,744
和良町土京	旧和良村 109～165	2,858

※森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域図については、VI付属資料 4森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域に示す。

2 森林整備を通じた地域振興に関する事項

市民及びNPO団体等が行うボランティアによる森林の整備や清掃等の様々な活動及び、自伐林家の育成や活動に対して支援し、地域の活性化を図ります。

3 森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用を推進するための施設の整備を推進します。整備状況は表V-3-1-1のとおりです。

表V-3-1-1 森林の総合利用を推進するための施設の整備状況

施設の種類の	現状(参考)		対図番号
	位置	規模	
森林公園(城山公園)	八幡町桜町	4.4ha	1
森林公園(新宮の森)	八幡町那比	9ha	2
生活環境保全林(白雲山やすらぎの森)	大和町剣	32ha	3

森林公園(高平延年の森)	白鳥町二日町	15ha	4
森林公園(二日町延年の森)	白鳥町二日町	9ha	5
森林公園 (いとしる高原ふるさとの森)	白鳥町石徹白	10ha	6
生活環境保全林 (粥川の森)	美並町高砂	51ha	7
生活環境保全林 (めいほう高原音楽の森)	明宝奥住	20ha	8
生活環境保全林 (和良大月の森)	和良町鹿倉	64ha	9

4 小規模森林所有者等自伐林家に関する事項

過疎化の進行や長期的に木材価格が下落傾向にあるなどの要因により、地域住民と森林との関わりが希薄化し、森林の手入れが行われなくなった結果、獣害や雪による倒木被害など、生活環境が悪化するところもでてきています。そのような状況の中で、自伐林家における森林整備活動が果たす役割は大きいことから、自伐林家の育成に努め、活動を支援します。(郡上市小規模森林整備事業)

5 住民参加による森林の整備に関する事項

住民参加による森林の整備を進めるため、次の取組みを進めます。

(1) 地域住民参加による取組みに関する事項

小・中学生をはじめとする青少年、また一般住民に対して、森林の重要性を体験する研修会等を開催し、同時に森林・林業体験プログラムを組み込むことで、一般住民の森林づくりへの直接参加を推進します。

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

下流域の岐阜市との間で分収造林「たずさえの森」森林整備協定を締結し、郡上市が造林、下刈及び間伐などの育林を行い上下流が連携した森林づくりを推進します。

(3) その他

ブラザー工業と協定を締結している「企業との協働による森林づくり」活動を今後も推進します。

6 その他必要な事項

(1) 制限林等の施業に関する事項

法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施する必要があります。

なお、制限林において重複があるものについては、制限の最も強い法令に基づいて施業する必要があります。

(2) 郡上森林マネジメント協議会に関する事項

地域の森林・林業・木材産業・関係者で組織する郡上森林マネジメント協議会により、郡上市内の森林の一元管理(森林データの共同利用及び森林経営計画の作成支援、森林経営管理制度の推進)を図ります。また、川上～川中～川下の連携強化を推進し、木材需給のマッ

チングと山元への収益還元を図ります。

※川上とは森林整備・木材生産、川中とは流通・製材加工、川下とは最終消費（住宅、紙、エネルギー等）を言う。

VI 付属資料

1 参考資料

(1) 人口及び就業構造

① 年齢層別人口動態

男女計		S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
総数		52,690	52,125	50,986	50,809	49,377	47,495	44,491	42,090
5歳階級別人口：人	0～4歳	3,510	3,125	2,855	2,522	2,174	1,898	1,631	1,533
	5～9歳	4,019	3,570	3,234	3,022	2,619	2,231	1,955	1,721
	10～14歳	3,919	4,052	3,583	3,251	3,015	2,623	2,232	1,964
	15～19歳	3,253	2,881	2,948	2,676	2,514	2,232	1,850	1,633
	20～24歳	2,236	2,085	1,701	1,904	1,708	1,430	1,118	1,084
	25～29歳	3,269	2,860	2,604	2,264	2,440	2,079	1,636	1,466
	30～34歳	3,595	3,388	2,969	2,857	2,397	2,538	2,144	1,782
	35～39歳	2,955	3,624	3,464	3,122	2,839	2,427	2,514	2,182
	40～44歳	3,389	3,007	3,633	3,543	3,086	2,856	2,411	2,505
	45～49歳	4,226	3,361	2,972	3,702	3,448	3,040	2,806	2,443
	50～54歳	4,309	4,153	3,282	2,996	3,619	3,410	2,997	2,780
	55～59歳	3,558	4,218	4,055	3,273	2,922	3,590	3,378	3,000
	60～64歳	2,847	3,441	4,071	3,997	3,181	2,905	3,500	3,347
	65～69歳	2,483	2,667	3,284	3,932	3,784	3,072	2,777	3,425
	70～74歳	2,076	2,223	2,451	3,073	3,698	3,579	2,912	2,645
75～79歳	1,685	1,713	1,859	2,174	2,815	3,356	3,244	2,678	
80～84歳	902	1,131	1,220	1,462	1,757	2,345	2,781	2,749	
85～89歳	347	502	605	755	931	1,226	1,713	1,940	
90歳以上	112	124	195	284	430	658	888	1,167	
年齢不詳			1				4	46	
年齢別割合：% (3区分)	0～14歳	21.7	20.6	19	17.3	15.8	14.2	13.1	12.4
	15～64歳	63.8	63.3	62.2	59.7	57	55.8	54.7	52.9
	65歳以上	14.4	16	18.9	23	27.2	30	32.2	34.7
参考：75歳以上		5.8	6.7	7.6	9.2	12	16	19.4	20.3

国勢調査

② 産業部門別就業者数等

単位(就業者数:人、比率:%)

	総数		第1次産業								第2次産業		第3次産業		分類不能	
			合計		農業		林業		水産業		就業者数	比率	就業者数	比率	就業者数	比率
	就業者数	比率	就業者数	比率	就業者数	比率	就業者数	比率	就業者数	比率						
郡上市	21,501	100	1,413	6.5	1,116	5.1	281	1.3	16	0.0	7,351	34.1	12,645	58.8	92	0.4
岐阜県	1,015,916	100	31,350	3.0	29,226	2.8	1,899	0.1	225	0.0	326,393	32.1	627,696	61.7	30,477	2.9

第14次長良川地域森林計画書資料編(H27国勢調査)

(2) 土地利用

単位(面積:ha)

	総数	森林総数	農地(経営耕地)面積※				その他
			合計	田	畑	樹園地	
郡上市	103,075	92,591	1,567	1,071	473	24	8,917
岐阜県	1,062,129	862,504	35,724	28,785	4,954	1,985	163,901

第14次長良川地域森林計画書資料編(※ 2015世界農林業センサス)

(3) 森林転用面積

①森林から森林以外への異動状況①

単位(面積:ha)

総数	農用地				ゴルフ・スキー場		住宅、別荘、工場等、建物				樺土樺石	その他			
	田	畑	人工草地	樹園地	ゴルフ場	スキー場	住宅敷地	工場等	別荘地等	公共用地		一般道路	林道	ダム	錯誤その他
5888	0.10	0.11			0.22	0.74	1.75			0.06	0.46	3.04		0.13	52.27

第14次長良川地域森林計画書資料編(県林政課調べ(H28~R2異動分))

②森林以外から森林への異動状況②

単位(面積:ha)

総数	農用地				ゴルフ・スキー場		住宅、別荘、工場等、建物				樺土樺石	その他			
	田	畑	人工草地	樹園地	ゴルフ場	スキー場	住宅敷地	工場等	別荘地等	公共用地		一般道路	林道	ダム	錯誤その他
232.67	0.97	1.29		1.02											229.39

第14次長良川地域森林計画書資料編(県林政課調べ(H28~R2異動分))

(4) 森林資源の現況等

①保有者形態別森林面積

単位(面積:ha)

保有形態	森林総面積			計	人工林			天然林			
	合計	対象内	対象外		計	対象内	対象外	計	対象内	対象外	
	総計	92,590.69	90,044.34		78.20	89,317.34	51,567.49	49,772.83	36.45	37,749.85	37,212.92
国有林	2,468.15	-	-	2,270.37	1,758.21	-	-	512.16	-	-	
(うち官行造林地)	1,148.19	-	-	1,075.21	1,075.21	-	-	-	-	-	
計	90,122.54	90,044.34	78.20	87,046.97	49,809.28	49,772.83	36.45	37,287.69	37,212.92	24.77	
公有林	都道府県有	416.11	416.11	392.37	295.17	295.17		97.20	97.20		
	(55農林漁業林)	223.86	223.86	215.98	139.10	139.10		76.88	76.88		
	市町村有林	1,370.41	1,370.20	0.21	1,335.05	933.80	933.62	0.18	401.25	401.22	0.03
	財産区有林	6,530.92	6,530.92		5,831.04	2,812.57	2,812.57		3,018.47	3,018.47	
私有林	81,805.10	81,727.11	77.99	79,488.51	45,767.74	45,731.47	36.27	33,720.77	33,696.03	24.74	

※国有林データ:林野庁所管(中部森林管理局調べ(国有林の地域別の森林計画策定前年度末現在)) + 林野庁所管外(R2.3.31現在)の面積

※学校有林は、市町村有林に含める。

※私有林は、社寺有林、組合有林、造林公社造林地、入会林野等公有林以外の森林。

林政課

②在(市)者・不在(市)者別私有林面積

単位(面積:ha、構成比:%)

市町村	合計面積	私有林					
		在(市)者		不在(市)者			
		面積	構成比	小計		うち県内	うち県外
郡上市	81,727.11	52,841.01	(64.66)	28,886.10	(35.34)	12,268.82	16,617.28
岐阜県	596,113.52	376,619.96	(63.18)	219,500.56	(36.82)	102,788.85	116,711.71

林政課(R3.3.31現在)

※私有林は、社寺有林、組合有林、造林公社造林地、入会林野など公有林以外の森林。

③民有林の齢級別面積

単位(面積:ha)

林種	樹種	合計 面積	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11以上
合計		86,985.75	-	215.67	221.18	273.72	289.98	419.59	1,164.81	2,668.65	4,069.42	6,117.61	7,462.29	64,082.83
人工林	合計	49,772.83	-	215.07	185.75	177.17	275.77	390.80	1,118.13	2,488.23	3,914.74	5,864.98	6,539.24	28,602.95
	11スギ	24,357.18	-	136.35	136.54	111.56	53.13	58.49	248.68	448.70	962.42	1,588.43	2,212.90	18,399.98
	12ヒノキ	24,226.38	-	7.13	44.03	60.00	187.85	313.76	856.51	2,021.25	2,938.33	4,270.64	4,307.18	9,219.70
	14あかまつ	448.79	-	-	-	-	0.21	-	-	0.87	0.23	1.49	12.05	433.94
	13からまつ15くろまつ	535.38	-	54.51	3.77	-	-	-	3.87	0.27	0.25	3.03	3.95	465.73
	16,19その他針葉樹	46.55	-	-	-	-	-	0.04	1.25	4.10	1.17	0.25	-	39.74
	その他広葉樹	158.55	-	17.08	1.41	5.61	34.58	18.51	7.82	13.04	12.34	1.14	3.16	43.86
天然林	合計	37,212.92	-	0.60	35.43	96.55	14.21	28.79	46.68	180.42	154.68	252.63	923.05	35,479.88
	11スギ	14.50	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.42	-	14.08
	12ヒノキ	462.74	-	-	-	-	0.18	0.39	0.04	0.09	0.33	0.65	1.47	459.59
	14あかまつ	1,735.97	-	-	-	-	-	-	-	0.07	1.99	2.12	6.85	1,724.94
	13からまつ15くろまつ	8.29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.52	-	7.77
	16,19その他針葉樹	1,035.78	-	-	-	-	-	-	-	0.48	-	0.19	1.49	1,033.62
	その他広葉樹	33,955.64	-	0.60	35.43	96.55	14.03	28.40	46.64	179.78	152.36	248.73	913.24	32,239.88

林政課(R3.3.31現在)

④保有山林面積規模別林家数

単位(林家数:人)

市町村名	総数	不明	1ha未満	1~5ha	5~10ha	10~20ha	20~30ha	30~50ha	50~100ha	100~500ha	500ha以上
郡上市	16,531	2	7,983	5,623	1,601	961	302	215	122	72	22
岐阜県	172,191	36	99,423	48,129	12,052	7,015	2,211	1,513	947	639	226

林政課(R3.3.31現在)

⑤作業路網の状況

(7) 基幹路網の現況

単位(路線数:路線、延長:m、林内道路密度:m/ha)

総数		軽車道		自動車道						
路線数	延長	路線数	延長	延長(うち4m以上の内訳)				公道	林内道路密度	
				路線数	幅員4m未満	4m以上	4~5m未満			5m以上
274	613,032	31	29,660	251	282,545	300,872	218,947	81,880	704,681	14

岐阜県森林・林業統計書(平成30年度版)

(1) 細部路網の現況

単位(路線数:路線、延長:m)

森林作業道	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31R1
路線数	55	35	54	66	90	84	61	79	69
延長	25,270	13,167	21,480	28,131	28,121	37,164	29,320	27,435	28,008

郡上農林事務所調べ

(5) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

該当なし

(6) 市における林業の位置付け

①産業別総生産額

単位(金額:100万円、比率:%)

	総数		第1次産業								第2次産業		第3次産業	
	金額	比率	合計		農業		林業		水産業		金額	比率	金額	比率
郡上市	155,852	100	3,278	2.10	2,107	1.35	951	0.61	220	0.14	57,368	36.80	95,206	61.08
岐阜県	7,733,857	100	70,773	0.91	60,536	0.78	7,762	0.10	2,475	0.03	2,620,368	33.88	5,042,716	65.20

第14次長良川地域森林計画書資料編(H29岐阜県市町村村民経済計算(第5表))

②製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額

	事業所数		従業者数 (人)	現金給与 総額 (万円)
	計	内従業者 30～299人		
製造業計	153	32	1	4,047
うち、木材・木製品製造業(家具を除く)	13	1		228

2019工業統計調査 統計表第5表

(7) 林業関係の就業状況

単位(事業体数:体、就業者数:人)

総数		雇用労働者														自家労働者	
		計		財産区		森林組合		会社		事業協同組合		その他団体		個人営業者			
事業体数	就業者数	事業体数	就業者数	事業体数	就業者数	事業体数	就業者数	事業体数	就業者数	事業体数	就業者数	事業体数	就業者数	事業体数	就業者数	事業体数	就業者数
25	161	25	156	1	2	1	53	16	75	2	11	0	0	5	15		5

岐阜県森林・林業統計書(平成30年度版)

(8) 林業機械等設置状況

単位:台

	プロセッサ	ハーベスタ	タワーヤーダ	スイングヤーダ
森林組合	6	1	1	6
他事業体	11	2		11
計	17	3	1	17

郡上農林事務所調べ(令和元年度末現在)

(9) 林産物の生産概況

単位(重量:kg)

種類	生産量		販売量		自家消費量	
		うち菌床		うち菌床		うち菌床
生シイタケ	436,566	416,566	424,770	404,770	11,796	11,796
乾シイタケ	200	-	200	-	-	-
ブナシメジ	363,848	-	363,848	-	-	-
木炭	440,000	-	440,000	-	-	-

郡上市林務課調べ(R1年次)

(10) 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

番号	所在	現況 (面積、樹種、林齢、材積等)	経営管理実施権 設定の有無
1	郡上市八幡町初納地内	27.32ha	無
2	郡上市白鳥町向小駄良地内	10.56ha	無

R2.5.1現在

(11) 郡上市皆伐施業ガイドライン

伐採前にチェックしよう！		はい	いいえ	不明
届出事項	保安林、自然公園等伐採制限の有無や、過去の補助履歴を確認した。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	森林経営計画や森林施業計画が作成された森林は、計画内容の変更について確認した。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	郡上市森林施業計画の伐採や造林に関する事項、ゾーニング森林別の施業基準を確認した。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
計画作成	「伐採及び伐採後の造林の届出書」を伐採開始 30 日前までに提出した。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	土地・立木の権利関係等を確認した。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	境界が不明確な場合等、隣接地の所有者に確認し、合意を得た。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	種数に補助事業を活用する場合は、事前に手続きを行った。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	天然更新の場合、森林所有者に伐採後の更新が図られやすい施業の提案をした。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	伐採方法や種数等について具体的な計画を作成した。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
皆伐箇所	1ha 以上の皆伐の場合は、「皆伐作業計画書」と「皆伐前のチェックリスト」を作成した。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	木材生産に適した場所や天然更新の可能性が高い森林では、森林所有者に皆造林を提案した。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	所有者と伐採事業者の間で内容について十分話し合った。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	急傾斜や岩石地、尾根筋や谷筋、人家や道路沿いの急傾斜等、皆伐を控える森林ではない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	条例等に指定された重要水源の森林や渓流沿いの森林、景観や観光資源として重要な森林でない、樹高 1.40m 以上、又は樹冠が 2.5m 以上ある森林でない、ササ等の被覆が想定される場所や土壌が極めて悪い場所ではない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
皆伐面積	5ha 以上の皆伐の場合は、伐採区域や伐採時期を分散させるとともに、保護樹帯を設けた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	急傾斜地や岩石地では、保護樹帯を集中的に配置する計画とした。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	尾根筋、谷筋、人家、道路沿いの急傾斜地等では、保護樹帯を列状又は塊状で構える計画とした。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	天然更新の場合は、尾根筋や一定面積ごとに母樹を残す計画とした。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
伐採作業	伐採後の地味土等の作業が効率的に行えるよう、状況別の整理や造林事業者との調整を図る。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	林内での重機の移動は、路面を保護し、必要最小限の移動となる計画とした。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	技術職は谷沿いへの重機や道路脇への山腹み避け、天然更新地では山腹み避け分散集積する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	1ha 以上の伐採作業実施については作業案内看板を設置し、必要に応じて自治会等に連絡する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	車両の通行等で道が狭くなる場合は、調整した場合は管理者に報告し指示に従う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	道路の使用に際し、道路占有許可申請等の必要手続きを行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
作業道	開設箇所は、急傾斜地や谷水への影響が考えられる箇所ではない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	開設箇所は、地形や水の流れを十分検討し必要最小限の開設とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	降雨時の開設を避けるとともに、開設中、使用中、使用後において路面排水対策を徹底する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
更新	取水施設の近くに開設する場合は、施設管理者と十分に調整を図る。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	人工林の皆伐の場合は、種数を残す。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
管理	シカ等の食害が想定される場合は、柵やネット等の設置を行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	伐採後にササ等の繁茂が想定される場合は、種数等により速やかな雑草回復を図る。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	計画通りに実施されたか、所有者と伐採事業者の双方で確認する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	燃料やオイル類の空き缶等の産業廃棄物は、所定の手続きに従って処分する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	伐採箇所や作業道は、定期的に点検や管理をする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※チェックで「はい」になった項目は、再度確認を行ってください。

(問合せ先) 〒501-4297 郡上市八幡町鳥谷 228 番地 郡上市役所農林水産部林務課
 TEL 0576-67-2121 fax 0576-66-0157 mail:rimu@city.gujo.city.jp

森林の伐採を行う森林所有者と伐採事業者の皆様へ

郡上市皆伐施業ガイドライン



郡上市では、豊かな森林環境を守りながら、木材を持続的に利用していくために、「郡上市皆伐施業ガイドライン」を作成しました。森林所有者と伐採事業者の皆様は、森林の皆伐施業を行う際には次のことに十分気をつけて、計画の作成と伐採作業を行ってください。

森林の伐採にあたって

森林は、木材生産だけでなく、水源涵養や土壌の保全、生態系の保存など多くの重要な役割を果たしています。そのため、伐採を行う際には、こうした森林の役割に配慮した施業を実施するとともに、種数などにより確実に森林が回復する方法で行ってください。

森林所有者の皆様へ

森林所有者は、将来の子孫へ豊かな山を残すため、森林が継続される管理を行うことが大切です。将来的な森林の活用方法などを、十分検討したうえで、伐採・更新方法を選択してください。

伐採事業者の皆様へ

伐採事業者は、森林施業のプロとして森林所有者の意向を踏まえ、また、地域の森林管理者の一員として責任ある施業を行ってください。

伐採制限の確認と手続き

伐採前に伐採を予定している森林について、市役所等で伐採制限の確認を行い、法令や制度に基づく必要な手続きを忘れず行ってください。

伐採前の計画作成

- 1ha 以上の皆伐を行う場合は、伐採の区域や保護樹帯として残す箇所、作業路の開通箇所など、具体的な作業の内容が分かる作業計画書を作成してください。
- 人工林の皆伐で地形等の条件が木材生産に適している場合は、積極的に植栽を行ってください。この際、伐採後の植栽作業を考えた計画とすることで費用負担等がおさえられます。

伐採前の計画作成が特に重要ですので、ご不明な点は市・県にお尋ねください。

皆伐を控える森林

次の森林では、皆伐すると周辺への影響が心配されますので皆伐をひかえてください。

- 急傾斜地・岩石地等 災害の危険性のある森林
- 樹高 1400m 以上 樹冠層 2.5m 以上の森林
- 水源地の森林
- シカ等による食害が想定される森林
- 環境保全や観光資源として重要な森林

伐採時の注意事項

- 1 大面積の皆伐は避ける**
大面積の皆伐を行うと環境への影響や森林の回復が遅れる可能性があるため、大面積の皆伐は避ける。
- 2 人工林の伐採時は植栽する**
人工林は皆伐すると森林へ回復しにくいので、皆伐後は植栽する。
- 3 伐採区域等を分散させる**
5ha 以上の皆伐を行う場合は、伐採区域や伐採時期を分散させる。
- 4 保護樹帯・保護木の配置**
急傾斜地や尾根筋、谷筋、人家の近い場所では必要に応じて災害防止のための保護樹帯や保護木を配置する。
- 5 天然更新地は母樹を残す**
天然更新地は、尾根筋や一定面積ごとに有用な母樹を残してください。木材利用しない広葉樹はできるだけ残す。
- 6 主伐の時期の長期化**
岐阜県水源地域保全条例に基づき指定された水源地域においては、標準伐期齢 + 10 年以上の実施に努める。
- 7 植栽、更新を考えた施業**
伐採後の植栽作業や更新を考えた施業を実施してください。
- 8 更新が難しい場所の施業**
ササ等が地面を覆ってしまう場所や、土壌が極めて悪い場所は、択伐等により理地化を避ける。

(12) 伐採旗

森林窃盗、無断伐採等の違法伐採の監視を強化するため、普通林を1ha以上皆伐（一定範囲の樹木を一時に全部または大部分を伐採）する場合、または、保安林を面積の大小にかかわらず皆伐をする場合は、伐採者が伐採現場に伐採旗を設置する必要があります。伐採旗は合法伐採の目印として、伐採から造林が終わるまで（保安林の場合は、伐採終了後まで）現場に設置することとします。

伐採旗イメージ図（旗のサイズ：縦43 c m×横35 c m）

●普通林を1ha以上皆伐する場合

伐採届出旗（布地：黄 文字：黒）



●保安林を皆伐する場合

伐採許可旗（布地：黄 文字：赤）



2 別表

【別表 1】 公益的機能別施業森林等の区域

(巻末に添付)

【別表 2】 公益的機能別施業森林の区域内における施業の方法

(巻末に添付)

【別表 3】 鳥獣害防止森林区域 (合計面積 : 56, 111. 89ha)

地域	鳥獣害防止森林区域 (林班)														
八幡	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	31	32
	34	44	45	46	47	48	59	60	61	62	64	65	66	67	68
	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83
	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98
	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113
	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128
	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143
	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158
	159	162	163	167	168	169	170	171	173	174	175	176	177	190	191
	192	193	194	195	196	197	198	199	200	204	205	206	207	210	211
	212	213	214	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228
	229	230	231	232	244	245	253	254	255	256	257	258	259	260	261
	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	275	276	280	282
	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297
	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312
	313	314	315	316	317	318	319	320	323	324	325	326	327	328	329
	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344
	350	356	357	363	364	379	380	381	382	417	418	419	420	421	422
	426	427	428	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455
456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	468	469	470	471	
472	473	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	
489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	
504	505	506	507	508	509	510	511	512							
大和	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	18	19	20	25
	26	27	28	29	30	31	32	34	35	36	37	38	39	40	41
	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56
	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71
	74	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104
	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	116	117	118	125	126
	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141
	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156
	157	158	159	160	161	162	164	165	166	167	168	169	170	171	172
	176	177	178	179	180	181	182	184	187	188	198	199	200	201	240
	241	242	243	244	245	246	247	248	250	251	252	253	254	255	256
	257	258	259	260											

白鳥	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	55	61	62	63	64
	65	66	79	81	82	83	84	85	86	87	88	90	91	92	93
	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108
	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123
	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138
	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	214	215	216
	217	218	219	220	221	222	223	225	226	227	228	229	230	231	232
	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247
248	252	253	260												
高鷲	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
	31	32	33	34	36	37	38	39	40	118	119	120	121	122	143
	144	145	146	159	160	161	162	163	171	172	173	174	175	176	184
美並	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	31
	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46
	47	48	52	53	56	57	58	75	76	77	78	79	80	81	82
	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	103	105	106
	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121
	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136
	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151
	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166
167															
明宝	54	56	57	59	60	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81
	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	105	106	107	108
	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123
	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138
	139	140	141	142	143	144	145	149	150	151	152	153	154	156	157
	158	177	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205
	209	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233
	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	247	248	249	250	251
	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266
	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281
	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296
297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	317	319	321	322		
和良	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	42	43	44	45	46
	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	64	65
	66	77	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92
	96	97	98	99	100	101	102	103	104	109	110	111	113	114	127
	128	132	133	134	135	136	137	138	139	140	159	160	161	162	163
	164	165													

【別表4】植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

(巻末に添付)

【別表5】天然更新における主な更新樹種

針広	樹種名等分類名	樹種名	ぼう芽更新可	備考	
針葉樹	スギ				
	ヒノキ類	ヒノキ			
		サワラ			
	マツ類	ヒメコマツ			
		アカマツ			
		クロマツ			
	モミ類	モミ			
	ツガ類	ツガ			
		コウヨウザン	◎		
	広葉樹	シイ類	ツブラジイ (コジイ)	◎	
			スダジイ (イタジイ、ナガジイ)	◎	
		カシ類	イチイガシ		
ツクバネガシ					
アカガシ			◎		
シラカシ			◎		
ウラジロガシ			◎		
アラカシ			◎		
ブナ類		ブナ			
		イヌブナ	◎		
ナラ類		クヌギ	◎		
		ミズナラ	◎		
		コナラ (ホウソ)	◎		
		アベマキ (コルククヌギ)	◎		
クリ			◎		
サクラ類		ヤマザクラ			
		カスミザクラ	◎		
		エドヒガン			
カンバ類		ウダイカンバ			
	ミズメ				

シデ類	クマシデ		
	アカシデ		
	イヌシデ	◎	
ハンノキ類	ヤマハンノキ		
	ハンノキ		
クルミ類	オニグルミ		
	サワグルミ		
カエデ類	オオモミジ (ヒロハモミジ、ホロナイカエデ、エゾオオモミジ)		
	ハウチワカエデ (メイゲツカエデ、アカバナハウチワカエデ、ネバリハウチワカエデ、オオメイゲツ、シナノハウチワカエデ、ケハウチワカエデ)		
	メグスリノキ		
	イロハモミジ		
	ヤマモミジ		
	イタヤカエデ	◎	
	ウリハダカエデ	◎	
	オオイタヤメイゲツ		
	コハウチワカエデ (イタヤメイゲツ)		
	ケヤキ	◎	
トチノキ			
カツラ			
ホオノキ	◎		
ミズキ			
ハリギリ			
アカメガシワ			
カラスザンショウ			

※「ぼう芽更新可」欄に◎のある樹種であっても、更新が完了していない若齢な広葉樹林や大径化した広葉樹二次林(根本直径40cm以上、おおむね80年生以上)は、ぼう芽による更新が困難な樹種として取り扱い、更新樹種には含めない。

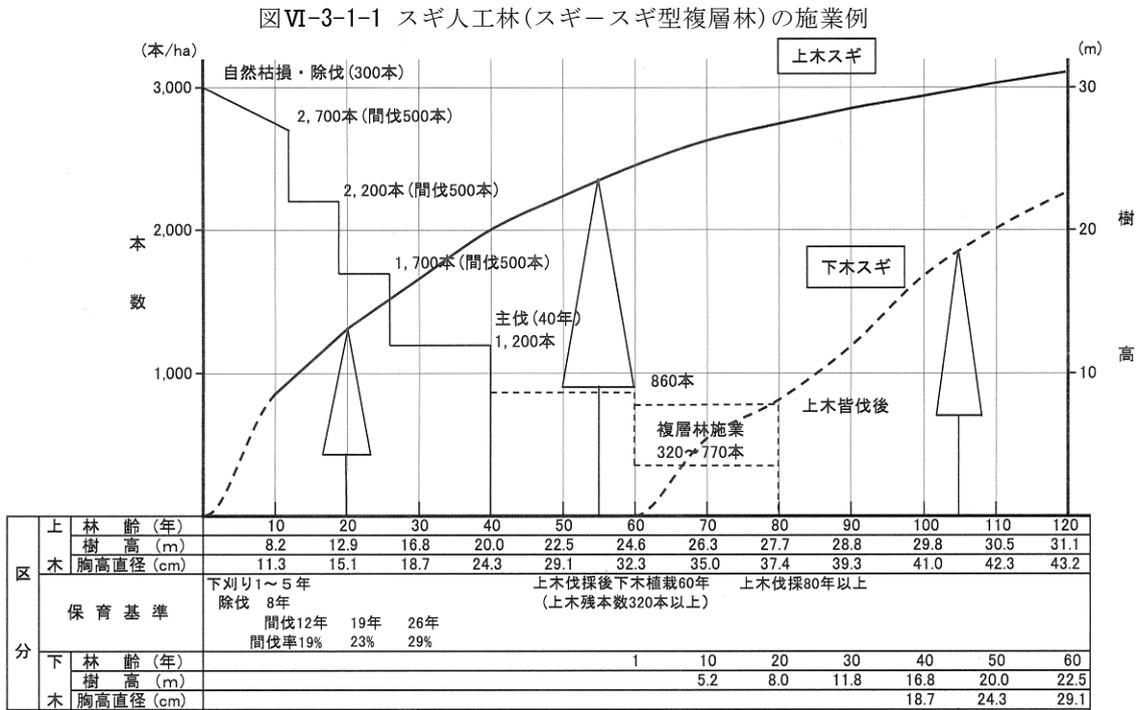
【別表6】森林配置計画における将来目標区分の区域

(巻末に添付)

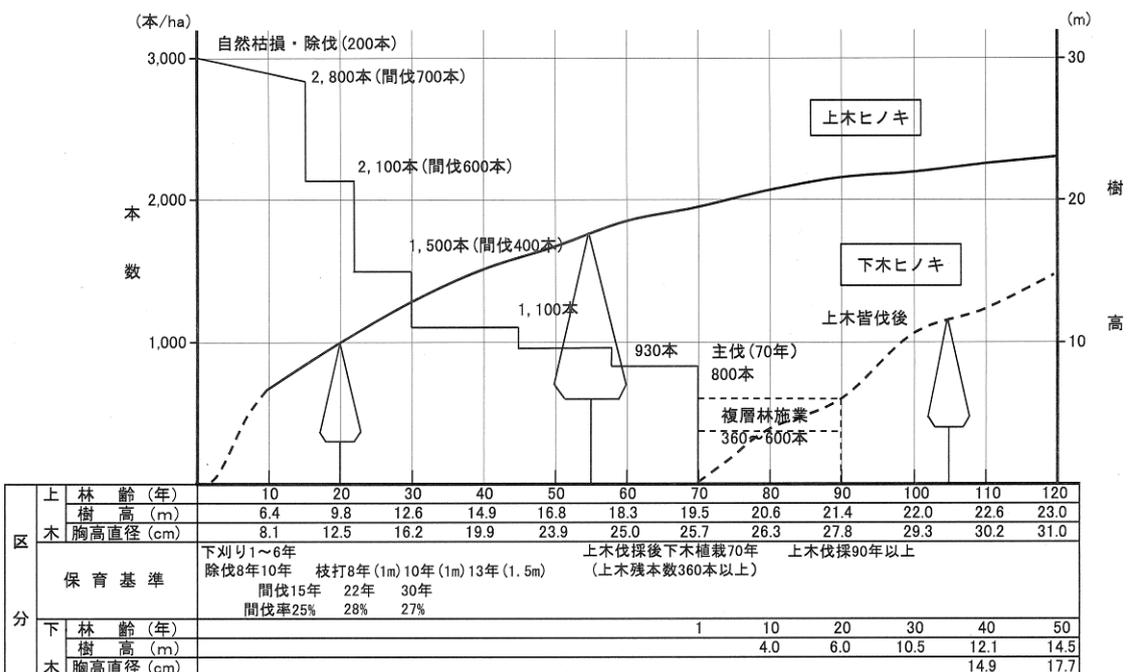
3 施業方法別の施業体系図等の具体的例

(1) 育成複層林の施業例

育成複層林(人工林型)の平均的な地位における施業体系について、図VI-3-1-1にスギスギ型複層林(新植3,000本/ha、60年生時に下層木植栽、80年生以上で上木伐採)の例を、図VI-3-1-2にヒノキヒノキ型複層林(新植3,000本/ha、70年生時に下層木植栽、90年生以上で上木伐採)の例を、それぞれ示します。



図VI-3-1-2 ヒノキ人工林(ヒノキヒノキ型複層林)の施業例



(2) 育成林(天然林型)の施業例

樹種による林型区分別の施業方法を、表VI-3-2-1のとおり例示します。

表VI-3-2-1 育成林(天然林型)の施業方法

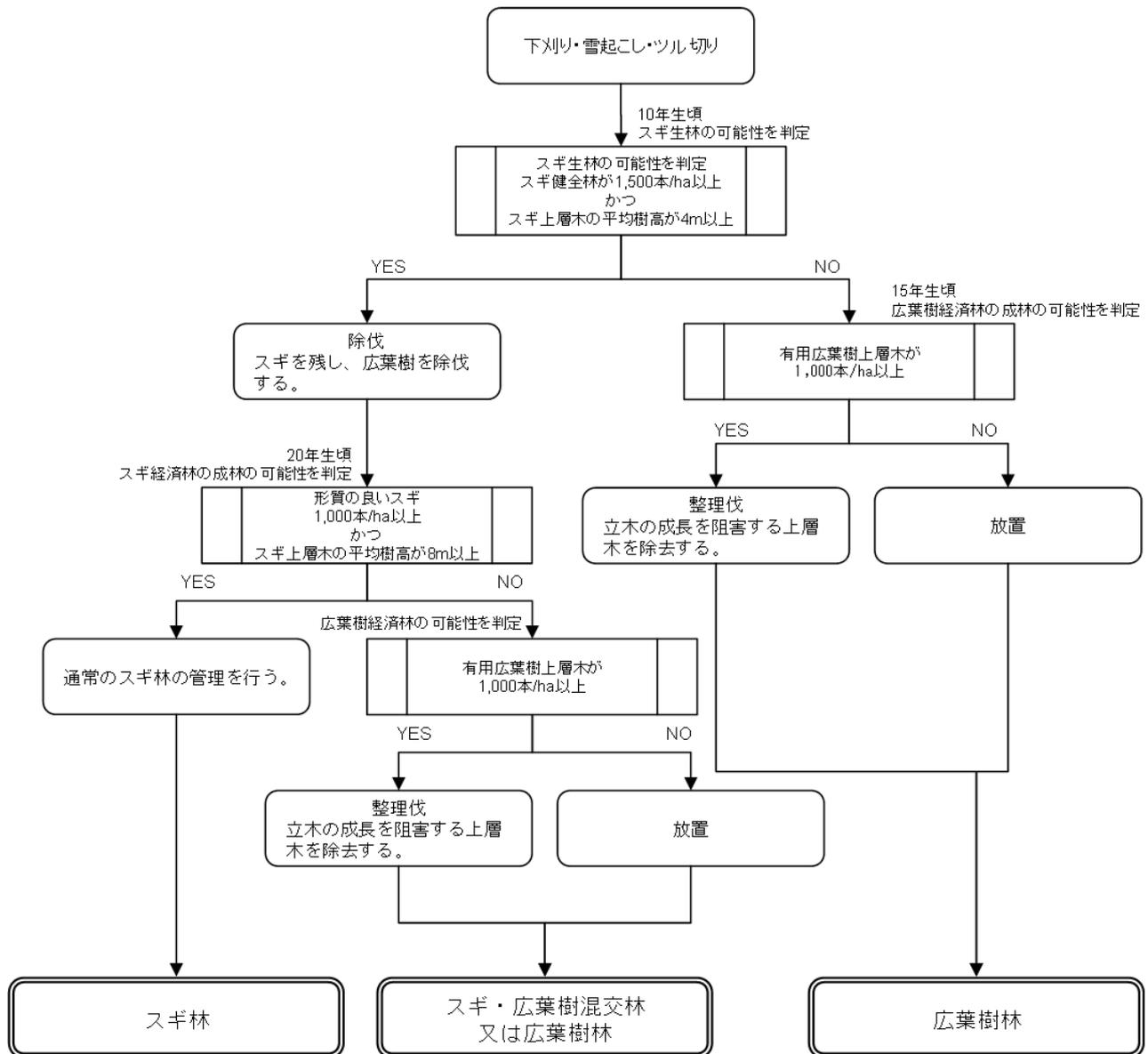
林型名 (適用樹種)	施業方法 (生産目標)	林型の判定基準	施業方法等
ブナ・ミズナラ (ブナ、ミズナラ、ミズメ、ケヤキ)	長伐期施業 (大径材生産)	伐期(80年生以上)において、ブナ・ミズナラ等の材積が70%を超える林分。 伐期以前では、30年生未満で、ブナ・ミズナラ等を400本/ha以上含む林分。 80年生未満で、ブナ・ミズナラ等を250本/ha以上含む林分。	<ul style="list-style-type: none"> 更新は、母樹(胸高直径40~50cm)以上を20~40本/haを残し、刈払いを行う。また、稚樹の刈出しを行う。 樹高2~4m程度のとき、目的外樹種の除伐を行う。 その後の除・間伐の目安として、目的樹種の枝下高を5~6mとするような保育を行う。 上層木密度は、胸高直径10~15cmのとき700~800本/ha、胸高直径20~30cmのとき、400本/ha程度を目安とする。 間伐では、上層木の伐倒を基本とし中下層は作業に支障のない限り保残する。
コナラ他 (コナラ、クリ、サクラ類、ホオノキ、カエデ類、ミズキ)	中伐期施業 (中径材生産)	50年生未満では、優占する樹種を800本/ha以上含む森林。 50年生以上では、優占する樹種を500本/ha以上含む森林。	<ul style="list-style-type: none"> 母樹の保残や稚樹の刈出し、目的外樹種の除間伐の実施については、ブナ・ミズナラ林型と同様の施業を行う。 樹齢20~30年の二次林においては枝下高5mに達した上層木を残し、間伐を実施する。 特にクリが立木の過半数を占める場合は、枝下高6~8mの上層木を保残し、間伐を実施する。 標準仕立本数は、胸高直径10~15cmのとき800本/haとする。
コナラ (コナラ)	短伐期施業 (しいたけ原木生産)	コナラを1,500本/ha以上含む森林	<ul style="list-style-type: none"> 更新は萌芽更新により行い、萌芽が多い場合には、7~8年目に健全な萌芽枝を一株当たり2~3本を残し他は除去する。 萌芽枝整理後の成立本数は、1,500~2,500本/haとする。
アカマツ (アカマツ、クリ、コナラ、ヒメコマツ)	中伐期施業 (構造用材等)	アカマツ等の材積割合が50%を超える森林	<ul style="list-style-type: none"> 更新は母樹(樹高15~20m)を20~40本/haを残し、刈払いを行う。 堆積腐植が多い所では腐植層のかき起こしを行う。また、稚樹の刈出しを行う。 林齢8~10年のとき不用木と不良木を伐採する。 標準仕立本数は、胸高直径5cm前後のとき1,500~2,000本/haとする。

その他 (カンバ類、ハ ンノキ類、その 他)		上記以外の林分	特に定めない。
---------------------------------	--	---------	---------

(3) 豪雪地帯、多雪地帯における施業例

豪雪地帯、多雪地帯におけるスギ造林地の施業例を図VI-3-3-1のとおり示します。

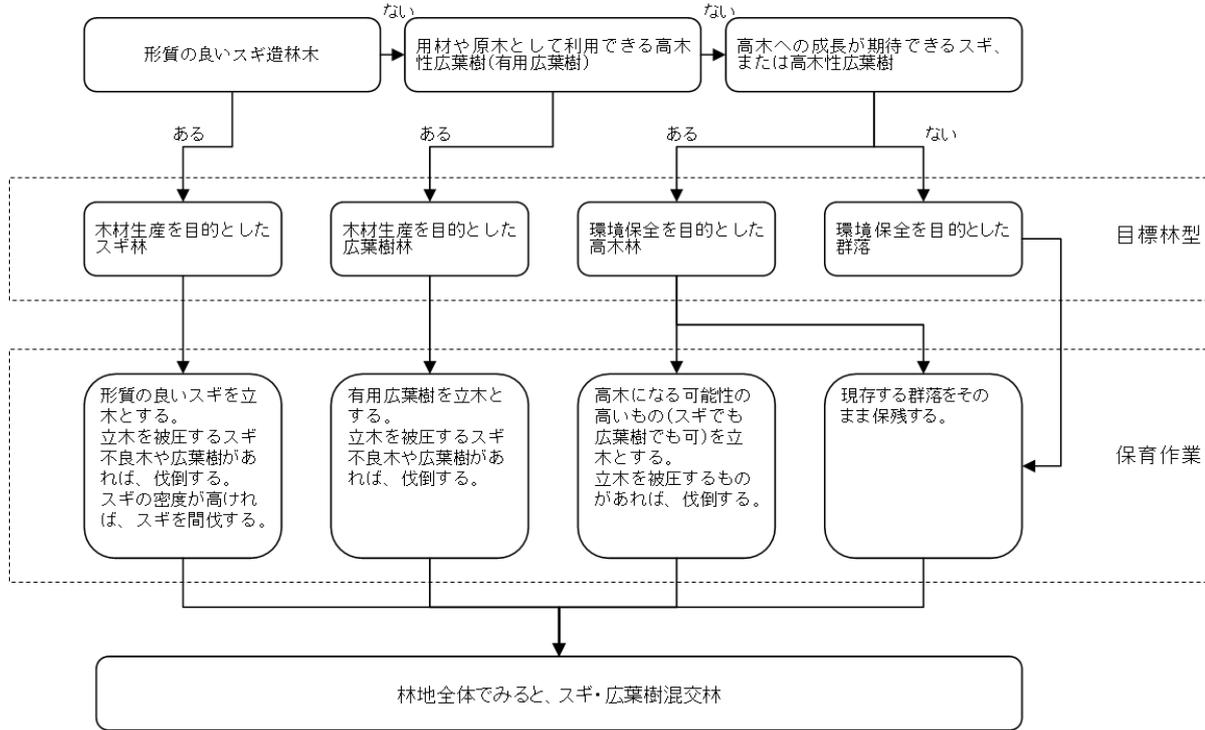
図VI-3-3-1豪雪地帯、多雪地帯におけるスギ造林地の施業例



(4) 造林地に侵入した広葉樹の施業例

造林地に広葉樹が侵入した場合における施業例として、スギ人工林地に広葉樹が侵入した場合における取り扱いの例を図VI-3-4-1に示します。

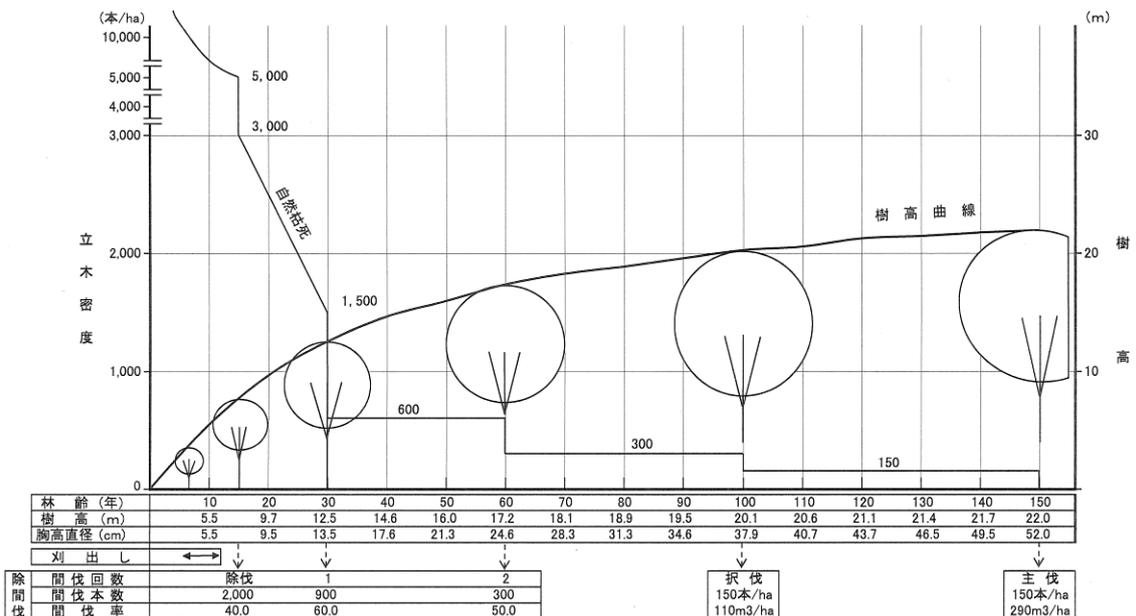
図VI-3-4-1 スギ人工林地に侵入した広葉樹の扱いの例



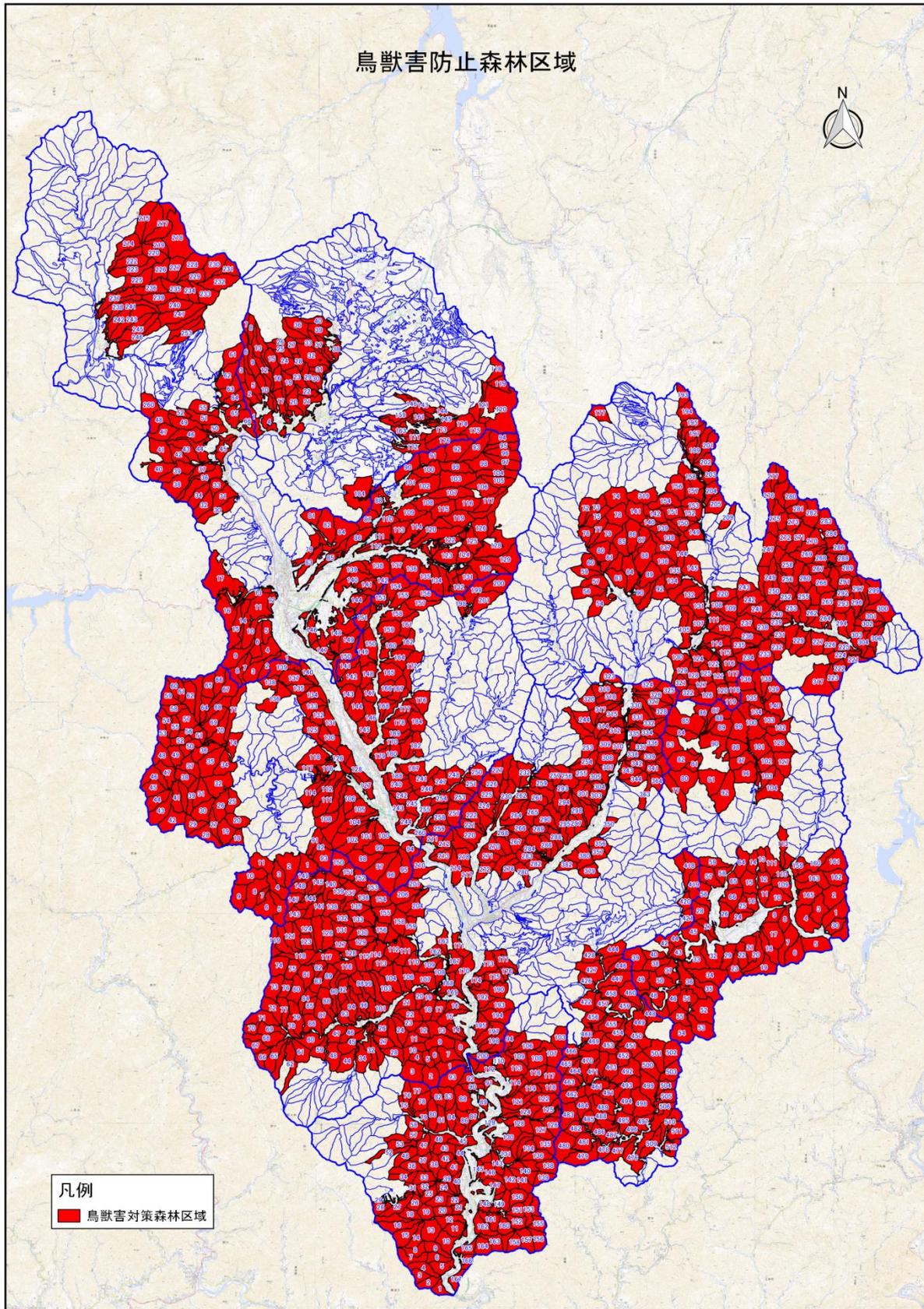
(5) 天然性広葉樹用材林の施業例

天然性広葉樹用材林における施業体系について、図VI-3-5-1に傾斜35度以下で地利の良い場所における施業例(伐期は期待径級(36cm又は50cm以上)到達(100年又は150年)時)の例を示します。

図VI-3-5-1 天然性広葉樹用材林の施業例



5 鳥獸害防止森林区域图



6 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域

